# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年11月

三重県人事委員会

人 委 第 105号

令和 2 年11月 9 日

- 三重県議会議長 日沖 正信 様
- 三 重 県 知 事 鈴木 英敬 様

三重県人事委員会

委員長 竹川 博子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

# **自** 次

別紙第1	報告				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1	人事管理	配こ関	する	報台	<b>告</b> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1	人材の確	≩保・	育成	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	能力・実	€績に	基づ	<,	人事	管	理	の	推:	進	الح	組	織	カ	の	向	上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3	勤務環境	の整	循・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
4	臨時・非	≓常勤	職員	にん	系る	5人	事	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
5	高齢期の	)雇用	問題	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第2	職員の総	持に	関す	る	報告	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
I	員の給与	を決	定す	る	渚余	€件	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
1	職員の総	き ・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
2	民間従業	負の	給与	等(	の調	曾	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
3	職員の総	持と	:民間	従	業員	の	給	与	لح	の.	比	較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
4	物価及び	が生計	費等	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
5	国家公務	員の	給与	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
Ⅱ 鵈	員の給与	テに関	する	見角	解•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
1	本年の総	\$与改	定・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
2	住居手当	á·•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
3	その他の	)課題	Į.,	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
第3	むすび・	• •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
別紙第2	勧告	• •	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27

# 参 考 資 料

# 報 告

令和2年1月に国内で初めて患者が報告された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に国内全域に様々な影響を与え、労働職場環境も大きな影響を受けています。従来の行政課題に加え、新たに生じた様々な行政課題に対応するためには、これまでの制度、運用や慣習などを検証し、改善につなげていくことが重要です。とりわけ人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図る上で根幹となるものであり、的確な時代認識に基づく検証のもと、適切に運用していくことが肝要です。

また、様々な課題に対し、限られた経営資源の中で、最少の経費で最大の効果を挙げるためには、必要最小限の精鋭な組織・職員による公務能率の最大化を達成することが極めて大切です。同時に職員には行政の専門家としての資質や能力の向上とともに、自覚と責任感に裏付けられた行動力が求められます。

その方策として、優秀で多様な人材の確保、効果的な人材育成、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度などが重要であるとともに、新たに AI (\*\*1)・RPA (\*\*2)等の先端技術を活用した業務の効率化、また在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤やオンライン会議など勤務環境の変化を働き方改革などへの取組へ繋げていくことも必要です。

また、本県の厳しい財政状況を踏まえ、任命権者においては、引き続き任用、 給与、働き方などの人事行政が人件費に与える影響についても注視し、適切な対 応を講じていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に 関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

- ※ 1 AI: Artificial Intelligence(人工知能)の略。 学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。
- ※ 2 RPA: Robotic Process Automation の略。
  デスクワーク(主に定型作業)を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

### 第1 人事管理に関する報告

#### 1 人材の確保・育成

#### (1) 人材の確保

行政課題が多様化・複雑化し、少子高齢化や情報技術の高度化が進む中、時代の変化にも的確に対応できる優秀で多様な人材を確保することが求められています。

一方、公務員の採用に係る状況は年々厳しさが増しており、国や自治体間で の競合も激しくなっています。

また、就職活動の早期化、新型コロナウイルス感染症の影響など、民間企業の採用活動における情勢の変化を捉えることも必要です。

このような中、本県の採用は厳しい状況が続いています。県職員採用候補者 A 試験の申込者数は、長期的に減少傾向が続き、警察官及び教員にも同様の傾向がみられます(図1~図3参照)。一方で、特に県職員は、今後十数年で多数の定年退職が見込まれており、行政課題に安定して対応するためには、受験者数を確保することが極めて重要になっています。なお、公務員の定年引上げが検討されていますが、既に再任用制度が運用されており、定年引上げがされても、退職者数が急激に減少する見込みは少ないと考えられます。

本委員会や任命権者においては、これまでも各種媒体の活用や説明会等により、受験者確保に取り組んでいます。広報に際しては、県と受験者の間で職員に求める能力や仕事の内容等に認識のずれが生じないことが受験者確保に重要との観点からマッチングを意識するとともに、本県で働くことのやりがいを伝えています。さらに、働きやすい勤務環境の整備や、各職員が能力向上やキャリアアップを図れるような職場風土づくりなど、魅力ある職場であることが、受験年齢層に対して効果的であり、受験者確保に結びつくと考えられます。

本委員会としては、採用をめぐる状況の変化にも柔軟に対応しつつ、受験者確保の視点も入れながら、どのような資質・能力を持つ人を求め、それを採用試験においてどのように見極めるのかについて、引き続き調査・研究を行い、優秀で多様な人材の確保に向け改善を図っていきます。

図1:県職員採用候補者A試験 採用予定数及び申込者数の推移

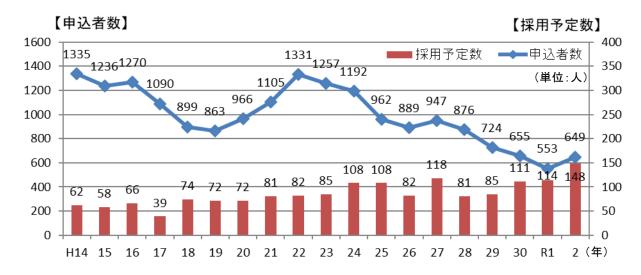
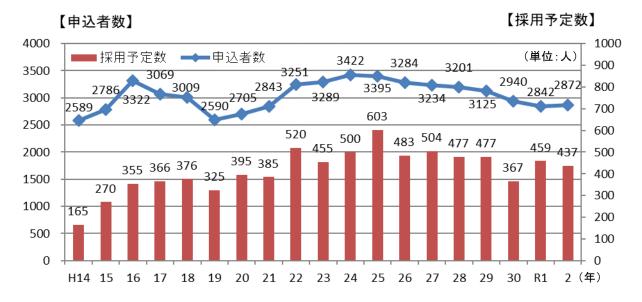


図2:警察官採用候補者試験 採用予定数及び申込者数の推移



図3:教員採用選考試験 採用予定数及び申込者数の推移



#### (2) 人材の育成・活用

#### ア 人材の育成

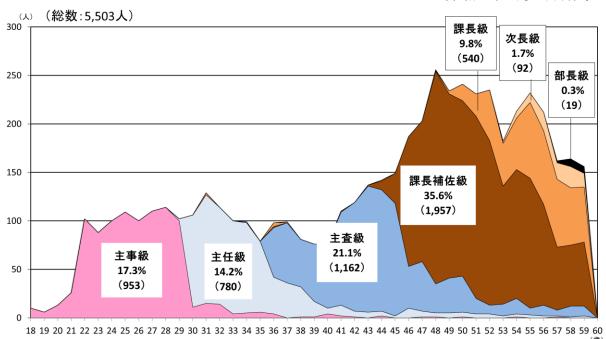
人材の育成は、実効性の高い行政運営を継続的に行う上で極めて重要です。 知事部局においては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や変化 が激しい時代の中で求められる人材の育成を進めるため、「時代の変化に的 確に対応できる多様な人材」と「挑戦する風土・学習する組織」に向けた人 づくりをテーマとして、令和2年3月に「三重県職員人づくり基本方針」の 改定が行われました。

引き続き、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本ーの職員」をめざすべき職員像としながら、「コンプライアンス(Compliance)」、「チャレンジ(Challenge)」、「コミュニケーション(Communication)」の「3つのC」を新たな人づくりの取組の柱と位置づけて、人材育成に取り組んでいます。

効果的な人材育成のためには、各職員が育成の必要性に対する強い意識を持つことも重要です。昨年の報告でも述べたとおりですが、若手・中堅職員にあっては、図4にあるように、今後十数年の間には職員構成の多数を占める高齢層の職員が退職を迎え、これら職員が現在担っている職務を少数であ



(令和2年4月1日現在)



(注)「令和2年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、警察、県立学校、市町立学校の行政職 給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。 る自身の世代で担わなければならないことや、現在よりも早期にマネジメント層に登用される可能性があることを強く認識する必要があります。若い時から自身の能力向上の必要性について主体的に考え、現状にとらわれず新たな事柄に挑戦し、常に学んでいく姿勢を持つことがこれまで以上に重要です。

また、「挑戦する風土・学習する組織」に向けた職場風土を創りあげていくためには、管理職員の役割も重要です。職場において「挑戦しよう、学んでいこう」という環境や雰囲気を醸成するためには、平素からコミュニケーションを十分に図り、適切なマネジメントを行うことで、職員が学びを行うための時間確保や、職員一人ひとりが必要とする能力の把握に、管理職員がリーダーシップを発揮していくことが不可欠です。

高齢層の職員にあっては、引き続き自身の能力向上に努めることはもちろんのこと、これまでの豊富な経験から得た知識・技術を次の世代へ継承していかなければならないという意識を持つことが必要です。また、定年引上げを見据えて、高齢層の職員に求める能力・期待する役割を明確にして、仕事に対する意欲の維持・向上に資する仕組みづくりを行う必要もあります。

本県ではスマート自治体をめざした、AI・RPA等の先端技術を活用した業務改善の推進を図っていくことから、今後定型業務の効率化が急速に進むことが考えられます。人材育成の観点からも、これら技術を適切に活用できる職員の育成だけではなく、職員一人ひとりが業務改善、意識改革に取り組む当事者として認識する必要があります。また、定型業務がAI・RPA等に置き換わった際には、職員でなければできないより付加価値の高い業務に注力するため、AI・RPA等で代替できないコミュニケーションカ、創造力、調整力などの能力向上がさらに重要となってきます。

警察においては、警察学校その他の教養訓練施設における各種研修等を通じた人材育成を図っています。また、女性職員に対するキャリア形成支援として、適切なキャリアパスのイメージを示し、仕事に対する意欲の維持と昇任意欲の向上を目的とするセミナーを開催したり、若手・新規採用職員に対して先輩職員がキャリア形成上の課題や悩みの解決を支援する制度を導入したりしていますが、引き続き全職員が活躍できるような組織力の向上に取り組むことが求められます。

教育委員会においては、経験年数に応じた各段階で教員として求められる能力を明示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を平成30年3月に策定し、各教員が教職生活全体を俯瞰しつつ、計画的・効果的に能力の向上に努めることができるような取組を行っています。教育課題の多様化・複雑化に加え、今後も多くの教員の退職が見込まれる中、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎながら若手や中堅職員を育成していくことが求められます。

#### イ 女性活躍の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が、平成28年4月の完全施行から5年目を迎えています。

地方公務員は、民間企業と比べ、女性の就業継続や制度の整備について先行して進んでいる面がみられます。

採用では、原則として競争試験をもとに合格者を決定しており、男女の別は採用に影響されません。なお、警察官においては業務の特殊性に鑑み「男性」「女性」の試験区分を例外的に設けていますが、本年度から採用者に占める女性の割合を引上げ、毎年度概ね25%とする新たな取り組みが始められています。

また、管理職員の登用や職域拡大についても、知事部局において複数の主 管課長に女性職員を配置するなど積極的な取組が進められています。

採用、登用において、こうした取組が進められている一方、育成においてはいくつかの課題が残されています。現状として育児などの事情を女性職員が有するケースが多くみられますが、こうした職員に対しては女性活躍推進法がめざす「積極的な女性の活躍」の基礎となるキャリア形成を考慮する必要があります。「家庭と仕事の両立」に加えて「女性活躍の推進」を実現させることは極めて難しい課題ですが、育児等の事情を有する期間にあっても、キャリア形成を見据えた人材育成は、男女の別に関わらず必要です。両立を可能とする環境の整備のもと、性別によらず能力や適性に基づいた人事配置や事務分掌を通して人材育成を図っていくことが重要です。

さらに、真の女性活躍推進を果たすためには、性別や時間制約の有無にか

かわらず、全ての職員が能力を最大限発揮できる環境づくりが必要です。長時間労働を是とする意識の改革や、長時間労働を前提とした働き方など、長年、無意識のうちに培われてきた考え方を見直し、働き方改革を進めることが必要です。

喫緊の課題である「アフターコロナの新常態(ニュー・ノーマル)」においては、多角的な視点、多様な人材が求められていることも踏まえ、女性に特化した取組だけでなく、多様な人材の活躍を促す働き方改革などに総合的に取り組むことで、女性活躍の推進にもつなげていくことが重要です。

#### (3) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

職員が行う仕事は、県民の信頼によって成り立っており、信頼確保を図るためには、県民の信頼を損なうような職員の不祥事や不適切事務の防止に向けた取組の徹底が重要です。

令和元年度に懲戒処分を受けた職員は、平成30年度の23名に対し、10名と減っていますが、たった一人の行動が、築き上げてきた県全体、職員全体に対する県民の信頼を大きく損なうこととなることから、不祥事や不適切事務など職員の非違行為に対しては、懲戒処分も含め厳正に対応することが必要です。

知事部局では、令和2年3月に策定した「第三次三重県行財政改革取組」の3本柱のひとつに「コンプライアンスの推進」を掲げ、取り組んでいくこととし、組織として的確に業務を進める仕組みを構築するため、「係長」「課長代理」を新たに設置し、組織全体のチェック機能の向上、担当者の孤立感の解消、職員全体の意欲・能力、組織力の向上を図ることとしたほか、本庁において「副課長」を新たに設置し、マネジメント体制の強化や課運営の円滑化を図っているところです。

教育委員会では、初任者、教職6年次、中堅教諭等、新任管理職など各段階でコンプライアンス意識の向上に向けた研修を行うとともに、県立学校における教職員と生徒・保護者とのSNS等の適切な取扱いを定め、全職員に周知・徹底等を図っているところです。

警察では、非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や 業務改善に資する監察を全警察署に対して実施するとともに、事務の適正な執 行の確保に努めているところです。

各任命権者によるこれらの取組の検証に加え、今後は事務処理ミスを防止するためにも、紙でやり取りされている情報の電子化に取り組むとともに、AI・RPA等の先端技術を活用し、業務プロセス・システムの効率化・標準化を進めることにより、職員の業務負担の軽減や時間短縮を図りつつ、正確で効率的な業務遂行につなげていくことが必要です。

県民からの信頼回復に向け、非違行為に対しては厳正な対応を行うとともに、職員個人の不断の資質向上と、職員が意欲的に仕事に取り組むことのできる環境づくりを一層推進し、新たに導入された内部統制 (※) の取組や独自の監察の仕組みにより、リスクを認識した上でそれに備え、事務の適正な執行を確保することなど、コンプライアンスの徹底が求められています。

※ 内部統制:地方公共団体等における適正な事務処理等の確保のため、地方自治法等の一部改正により、都道府県知事が内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制の整備等を行うこと。

#### 2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

平成27年4月から本格実施されている「県職員育成支援のための人事評価制度」をはじめ、各任命権者において人事評価が実施されています。

本委員会は、昨年の報告で、比較的高い水準への評語の偏りや、評価者による 評価結果の差異など、運用における客観性の確保への懸念を指摘しました。

令和元年11月に知事部局で実施された「県職員育成支援のための人事評価制度」のアンケート調査結果では、「評価者によって評価基準が異なる」「自己評価の高い職員の評価が高い傾向にあるのではないか」など、評価の公平性・客観性についての意見がみられました。

これらを踏まえ、本年3月には「県職員育成支援のための人事評価制度実施要領」の一部改正が行われ、さらに、本年8月には「県職員育成支援のための人事評価制度」に係る制度趣旨の徹底が通知されました。それらには、評価基準の明確化や評価要素の一部の改正等のほか、評価段階の判断基準の明確化、適切な目標設定、評価要素の見直し等が示されています。特に、評価については中位にあたる「3」が「期待される標準的な水準」であることが改めて明確にされていま

す。こうした評価基準が正しく運用されるよう、徹底を図っていくことが必要です。

偏りのない評価を実現するため、公平性、客観性が重要であることは、教育委員会、警察においても同様です。加えて、教育委員会、警察では、昇任試験による評価・登用が実施されています。昇任試験、人事評価ともに公正な運用を行うことで、有為な人材の育成・登用を図り、公務能率の最大化へとつなげることが必要です。

今後も、所属長と職員は、職員の意欲や能力の向上に取り組む人事評価制度の 制度趣旨を理解・共有し、評価の公平性・客観性についても留意した上で、目標 を設定し、公正な人事評価を行うことが必要です。

本来、人事評価制度を効果的に運用するためには、職員の能力、実績や意欲を適切に把握し、今後の成長につなげることが大切です。本委員会は昨年の報告で、簡単に届かず、遠すぎてあきらめるわけでもない、120%の力を出せば達成できる、いわゆるストレッチゴール (\*\*) の目標を設定することが人材育成に有効と述べました。加えて、目標の設定に関しては、所属長と職員が相互理解を重ね、目標に対する納得性を高めることで人材育成につなげることが必要です。そして何よりも、人事評価が公平かつ客観的に行われることで人事評価に対する職員の信頼を向上させることが人事評価制度の効果的な運用につながります。

地方公務員法では、人事評価を任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することとしています。各任命権者においては、職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなども的確に評価し、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価により、能力、実績に基づく人事管理を進める必要があります。

また、令和2年7月、国において、勤務成績が不良な職員に対する対応について適正な処置を求める通知が発出されたところですが、本委員会は、昨年度の報告において、既に人事評価等の能力の実証に基づき、勤務成績が良好でない職員については、降任・免職等の分限処分も含めた厳正な対応を行うことも必要と述べたところであり、今後も適正な対応が必要なことに変わりはありません。

さらに、令和2年10月、人事院は、テレワーク等が活用される中で管理職員に 求められる評価能力の必要性、能力・実績がより反映される仕組み等について報 告を行いました。これらの時代の変化を踏まえた新たな人事評価の在り方は、各任命権者共通の課題と言えます。限られた経営資源のもと、これまで以上に効率的、効果的な人事行政を進めていくことが求められています。能力・実績に基づく人事管理、強み・弱みを踏まえた人材育成や活用などを通して、「職員全体の意欲・能力の向上」と「職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成」による「組織力の向上」を一層進めていく必要があります。

※ ストレッチゴール【stretch goal】: 個人や組織において、手を伸ばすだけでは届かず、背伸びをして手を伸ばさないとつかめないような難度の目標。

#### 3 勤務環境の整備

#### (1) 知事部局等における取組の推進

平成31年4月からの時間外勤務命令の上限等に係る制度導入に伴い、他律的業務の比重の高い所属にあっては、月45時間などの制限を超える時間外勤務を例外的に認める指定が行われているところですが、令和2年4月現在で約44%の所属が他律的所属となっています。引き続き時間外勤務の二極化解消の取組に努め、事業の見直し、業務の削減・効率化に取り組むとともに、適切な検証を行い、他律的所属の指定を必要最小限とする必要があります。

特例業務については、県民の生命・健康に重大な被害を与えるおそれがあるなど迅速かつ的確な対応が求められる業務であるものの、上限時間を超えて時間外勤務を命じられることから、健康管理に一層留意した時間外勤務命令を行う必要があります。

昨年度末からの新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、特例業務の適用があり、全庁をあげて対応する必要があることから、部局を超えた応援体制を組み多くの職員が業務にあたっています。本務・兼務を問わず日々その業務にあたる職員は当然ながら、数多くの応援職員、また普段より少人数で通常業務を行う職場の職員など、あらゆる立場でコロナ禍に向かう職員それぞれが、使命感を持って職務にあたれるよう、部局長がリーダーシップを発揮し所属長をはじめとする管理職員が、職員の健康を守るという強い意思のもと日々の声かけや、業務の削減、平準化を積極的に図るなどきめ細やかな配慮をすること

が必要です。

コロナ禍において、職員の健康管理の重要性が増しており、とりわけ緊張感の伴う業務遂行に係るメンタルヘルスの不調や、月80時間を超えて時間外勤務を行う職員も多くみられるなど、心身の大きな負担が懸念されることから、ストレスケアや過重労働対策など適切な健康対策を行うことが重要です。特に、月80時間を超えて時間外勤務を行う職員の健康管理は喫緊の課題であり、所属長のマネジメントのもとで、必要な職員へ確実に医師の面談をうけさせるなど、職員の健康を守ることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤など多様な働き方が一気に広がりました。令和2年4月には、健康管理、労務管理、行財政改革を掌る課が連名で「職員の健康管理と適切な労務管理・業務運営について」を発出するなど一体となった取組が進められています。新しい生活様式に合った勤務環境を整備していくことが一層重要となることから、的確な状況把握のもとに、必要な連携をしながら対応していくことが重要です。

#### (2)学校現場における労務管理の推進

近年、教員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

いわゆる「超勤4項目」(①生徒の実習 ②学校行事 ③職員会議 ④非常災害、 児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等)以外の業務について、 教員はその業務内容の特殊性から時間外勤務命令を受けることはありませんが、 実態として「超勤4項目」以外の業務に対応する時間が長時間化しており、こ うした業務も含めて管理をすることが必要不可欠となっています。

このような状況を踏まえ国の指針等に基づき、三重県においても教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が原則月45時間、年360時間の範囲となるよう業務量の適切な管理を行うことを定めた「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」及

び同指針が、令和2年4月から施行されています。

一方、教員は、超勤 4 項目以外の業務には時間外勤務命令を受けないため、正確な時間管理についての意識が個々の教員に浸透していない現状がみられました。 4 月からの指針の趣旨や働き方改革の考え方を共有し、労務管理を行う管理職だけでなく教員一人ひとりにおいても、毎日の時間管理の必要性の意識を高めていくことが重要です。全ての県立学校において一人一台パソコンにタイムカード機能やアラート機能を追加するなど在校等時間の客観的及び効率的な把握に努めているところですが、正確な時間管理のもと、校長及び教育委員会は、教員の健康確保の観点から強いリーダーシップを持って業務量の適切な管理を行い、在校等時間の縮減に向けた取組を進めることが必要です。

また、学校における働き方改革の推進については、これまでも県及び市町が 考え方を統一して取り組むことが重要であるとの考えのもと、県及び市町と学 校が一体となった取組を進めています。今後、一年単位の変形労働時間制につ いても検討されることが見込まれますが、制度の改善や仕組みの整備にとどま らず、抜本的な業務削減などの取組を主体的に進め、総勤務時間縮減に向けて 今後も引き続き全ての関係者が協力・連携し取組を推進していくことが必要で す。

新型コロナウイルス感染症の影響により例年とは違う対応が、多く求められています。スクールサポートスタッフをはじめ、教員がその業務に専念できる環境を整えるよう様々な取組が行われていますが、新たに生じた業務、必ずしも教員が担わなくてもよい業務などについて再考し整理する一つの大きな契機です。とりわけ、学校における働き方改革推進本部(文部科学省)において、更なる部活動改革の推進をめざし「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行」を進める議論が行われているところであり、教員における働き方改革については、今後も長期的かつ総合的に取組を進めることが必要です。

#### (3)警察における労務管理の推進

警察職場においても、平成31年4月から時間外勤務命令の上限等に係る制度 が導入されており、勤務の特殊性から全ての警察署をはじめ多くの所属が他律 的所属となっていますが、令和元年度において、月45時間を超えて時間外勤務 を行う職員は、ごくわずかとなっています。制度導入により労務管理の重要性の認識は増してきていますが、引き続き適切な制度運用を図るとともに、現場の一人ひとりが、健康確保等の観点から長時間労働を是正するという趣旨を正しく理解することが必要です。

健康管理については、職員と日常的に接する管理監督者を中心とするラインケアが手厚く行われており早期対応につなげています。また、幹部職員が若手職員の意見を意識的に聴くなどの積極的なコミュニケーションを図るような取組を進めるなど、どの所属においても真に風通しの良い職場となるよう引き続き取り組むことが重要です。

先端技術の導入は情報の機密性や安全性の面からの課題も見受けられますが、 勤務管理表や休暇簿などについて書類での処理がされているなど、業務の効率 化についてはさらなる改善の余地があります。業務の効率化、コロナ禍を契機 に本当に必要な業務なのかを改めて見直し業務削減を図るなど、職員が能力を 最大限発揮できるように勤務環境を一層整備していくことが重要です。

#### (4)多様な働き方

人口減少及び少子高齢化が急速に進展する社会情勢の中で、育児・介護を担 う職員や障がいのある職員等の多様な人材が、仕事と家庭を両立するとともに、 多様化・複雑化する県民ニーズや行政課題の解決に向けた担い手として、その 能力を発揮することが重要です。

また、平成15年に流行したSARS(重症急性呼吸器症候群)、平成21年に流行した新型インフルエンザに加え、令和2年の新型コロナウイルス感染症の流行など、不測の感染症の世界的大流行(パンデミック)が発生しており、今後も、こうした感染症が発生することや大規模な災害を見据え、通勤できないなどの非常事態に備えた場所や時間にとらわれない柔軟で多様な働き方が求められています。

知事部局では、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、感染拡大防止対策のため柔軟に在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤やオンライン会議等の 導入・活用が進められているところです。

任命権者においては、これまでも仕事と家庭の両立支援のための勤務環境整

備を進めてきたところですが、加えて、非常事態を見据えた多様な働き方に向けては、窓口業務や災害・医療等の現場対応が求められる公務員の業務特性等、民間企業との違いを見極めつつ、これらの効果や課題を検証し、平常時における在宅勤務(テレワーク)の活用や在宅勤務時の労務管理等についても検討していくことが必要です。

さらに、新型コロナウイルスの感染防止を契機とし、「アフターコロナの新常態(ニュー・ノーマル)」を見据えつつ、非効率な業務・作業から脱却し、業務の生産性の向上が進むよう、AI・RPA等の先端技術の活用等の戦略的・計画的な取組とともに、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが求められています。

加えて、国が定める「障害者活躍推進計画作成指針」に即して策定された「障がい者活躍推進計画」が令和2年4月から適用され、各任命権者において障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。

育児・介護・障がいなど様々な事情を抱える全ての職員誰もが働きやすく、能力が発揮できる職場は、職員の仕事に対する意欲の向上につながるものであり、SDGs(持続可能な開発目標)(※1)の視点からも管理職員をはじめ職員一人ひとりが、柔軟で多様な働き方について認識を深め、ともに働く仲間として支えあう組織風土を築き上げていくことが必要です。

仕事と家庭の両立を実現するためには、Society5.0 (\*2) の視点からも業務プロセス・システムの効率化・標準化を進め、職員の業務負担の軽減や時間短縮を図り、人にしかできない業務に専念できる勤務環境づくりが不可欠です。

各任命権者においては、紙でやり取りされている情報の電子化やAI・RPA等の先端技術を活用した業務の効率化に留まらず、行政運営の在り方・進め方全般について、中長期的かつ抜本的な視座から業務削減に向けた見直し、職員の意識と行動の変革を進めていくことも必要です。

- ※1 SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。
- ※2 Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。

#### (5) ハラスメントのない職場環境づくり

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、勤労意欲の減退やその能力発揮を妨げるとともに、職場の雰囲気を悪化させ、公務能率の低下をもたらすものです。

ハラスメントにあたるか否かについては、相手から明確な拒否等の意思表示があるとは限らず、ハラスメントを行っている職員には、自分がハラスメントをしているという自覚がない場合があります。

ハラスメント防止に向けては、ハラスメントを当事者間の個人的な問題として片付けず、職場全体の問題と捉え、対応することが必要です。

また、改正労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)が令和2年6月から施行され、事業主は職場におけるパワー・ハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが義務となり、加えて、適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となることとなりました。

県においては、懲戒処分の指針の一部改正を行い、パワー・ハラスメントに 関する標準例を列記し、パワー・ハラスメントの態様等によっては懲戒処分に 付されることが示されたところです。

各任命権者においては、ハラスメントへの関心と理解の促進、ハラスメントのない良好な職場環境を確保するための職員研修のほか、電話や電子メールなどによるハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメントが疑われる個々の事例相談に対応し、ハラスメントの排除に努めているところです。

本委員会ではこれまでの報告において、ハラスメントのない職場環境づくりについて、繰り返し言及してきたところですが、依然としてハラスメントに関する職員相談が本委員会にも寄せられているなど、ハラスメントに関する正しい理解が深まっていない状況です。

このため、より一層のハラスメントに関する正しい理解の促進や、日頃から相談しやすい職場の雰囲気づくりに努めるなど、ハラスメント防止対策やハラスメントのない職場づくりに取り組むことが必要です。

#### 4 臨時・非常勤職員に係る人事管理

臨時・非常勤職員の制度については、各地方自治体によって任用・勤務条件の 取扱いが様々な状況であったことを踏まえて、適正な任用・勤務条件を確保する ため、改正地方公務員法等が令和2年4月から施行され、特別職の任用及び臨時 的任用の厳格化が行われたところです。

また、一般職非常勤職員の「会計年度任用職員」制度が創設され、任用等に関する制度の明確化が行われたところであり、会計年度任用職員については、その職責を自覚した業務遂行が求められています。

加えて、学校現場における臨時的に任用される講師については、号給の決定にあたって上位制限を廃止(令和3年3月31日までは経過措置あり)し、常勤職員と同様の給与制度とするなど処遇の改善がなされるとともに、学校を担う一員として職責が増し、期待が高まっているところです。

臨時・非常勤職員は、多様化・複雑化する地方行政サービスの重要な担い手という認識のもと、職員一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、引き続き働きやすい勤務環境整備が必要です。

#### 5 高齢期の雇用問題

公務員の定年の引上げについては、令和4年度からの定年を60歳から65歳まで 2年に1歳ずつ段階的に引き上げる内容の「地方公務員法の一部を改正する法律 案」が国会で継続審議とされているところです。

また、社会の動向として、働く意欲と能力のある高齢者が働き手となり、勤務 形態の多様化が今後、進展すると想定されます。人生100年時代の到来を見据え、 誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる高齢期の働き方が変化 していく中にあっては、これまで培ってきた能力及び経験を踏まえ職員自身のラ イスワーク (\*\*) とライフワークなどの複数の軸で自分のキャリアを捉え、ライフ プランを立てることも考えられます。

こうした状況の中で、定年の引上げを行うに際しては、法律案で示された役職 定年制(管理監督職勤務上限年齢制)や定年前再任用短時間勤務制等が円滑に導 入できるよう検討することが必要です。

本委員会においても、今後の国による制度設計等の動向や国会での審議状況を

注視するとともに、定年引上げに関する法案成立時には、定年引上げの措置が速 やかに講じられるよう、任命権者と連携しながら検討を進めていきます。

※ ライスワーク (Rice-Work): 生活のために働くこと。

## 第2 職員の給与に関する報告

#### I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

#### 1 職員の給与

本委員会が実施した「令和2年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、19,865人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等9種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、399,110円でした。なお、現在、職員に対して知事等の給与の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)による職員の給与の減額措置(以下「減額措置」という。)が実施されており、減額措置後の平均給与月額は、397,950円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、5,012 人であり、その平均給与月額は、385,392 円(平均年齢 44.0 歳)でした。なお、減額措置後の平均給与月額は、383,812 円でした。

(参考資料 I 職員給与関係資料 参照)

#### 2 民間従業員の給与等の調査

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人 事院と共同し、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の三重県内の 民間事業所を対象に、「令和 2 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、当該調査を 2 回に分けて実施しました。また、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外することとし、県内 750 の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した 161 事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の

従業員(22 職種 5,724 人)に対して、各事業所における特別給等に関する調査については本年 6 月 29 日から 7 月 31 日まで郵送等により実施し、本年 4 月分として支払われた給与月額等の月例給に関する調査については、本年 8 月 17 日から 9 月 30 日まで、調査員に感染予防対策を徹底した上で訪問等により実施しました。

併せて、研究員等(32職種207人)についても、同様の調査を行いました。

#### (2)調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

#### ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員(係員)でみると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 56.8%(昨年 50.3%)、ベースアップを実施した事業所の割合は 25.9%(同 40.4%)、ベースアップを中止した事業所の割合は 16.3%(同 9.3%)であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ 14.5%減少していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.2%(昨年94.8%)であり、昨年に比べ5.6%減少していました。

(参考資料 Ⅱ 民間給与関係資料 第17表、第18表 参照)

#### イ 初任給の状況

新規学卒者の初任給は、大学卒で 208,832 円、短大卒で 177,691 円、高校卒で 167,013 円となっていました。また、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 58.6% (昨年 57.1%)、高校卒で 53.5% (同 46.7%) となっており、そのうち大学卒で 45.5% (同 50.0%)、高校卒で 55.5% (同 56.7%)の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 54.5% (昨年 48.7%)、高校卒で 44.5% (同 43.3%)でした。

(参考資料 Ⅱ 民間給与関係資料 第12表、第14表 参照)

#### 3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

#### (1)月例給

#### ア 公民給与の較差

「令和2年人事統計調査」及び「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあってはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行ったうえで、その公民給与の較差(以下「公民較差」という。)を算出しました。

民間従業員の給与と比較する職員の給与については、人事委員会勧告制度に基づく本来支給されるべき職員の給与水準を基に比較することが適当であることから、減額措置前の職員の給与を基準として比較を行いました。その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均31円(0.01%)下回っていました。

なお、減額措置後の職員の給与を基準として比較を行うと、職員の給与が 民間従業員の給与を1人当たり平均1,644円(0.42%)下回っていました。

公 民 較 差

区分	減額措置前
民間従業員の給与 (A)	389,369円
職員の給与 (B)	389,338円
公民較差 (A)-(B)	31円(0.01%)

(参考)減額措置後
389,369円
387,725円
1,644円(0.42%)

- (注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。
  - 2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5,012 人(再任用職員を除く。)から、民間事業 所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた 4,909 人です。

#### イ 民間事業所における扶養(家族)手当の状況

扶養(家族)手当の平均支給月額は、配偶者と子2人の場合は27,149円となっており、職員の現行支給月額を若干上回っていました。

(参考資料 Ⅱ 民間給与関係資料 第15表 参照)

#### (2)特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額の4.46月分に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分上回っていました。

(参考資料 Ⅱ 民間給与関係資料 第16表 参照)

#### 4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べると全国及び津市で共に0.1%上昇していました。

「家計調査」(総務省統計局)によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目 9.9%の減少、津市で同 5.8%の減少となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ 164,480 円、184,960 円及び 205,430 円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査(パートタイム労働者を含む。事業所規模 30 人以上)」(県統計課)によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で0.5%上昇していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で 1.29 倍(昨年同月 1.73 倍)(三重労働局)、全国で 1.32 倍(同 1.63 倍)(厚生労働省)となっており、また本年4~6月期の完全失業率(モデル推計値、総務省統計局)は、三重県で 1.4%(昨年同期 1.1%)、全国で 2.8%(同 2.4%)となっていました。

#### 5 国家公務員の給与

#### (1)人事院勧告

人事院は、本年 10 月 7日と 10 月 28 日の 2 回に分け、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

#### ア 民間給与との較差に基づく給与改定等

#### (ア) 民間給与との比較

・月例給:民間給与との較差 △164円(△0.04%)

特別給:民間の支給割合 4.46 月分(公務の支給月数 4.50 月)

#### (イ)給与改定の内容

#### 【特別給】

- ・民間の支給割合に見合うよう引下げ(4.50月→4.45月)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引下げ分を期末手当に反映

#### (ウ) 実施時期

法律の公布日

#### イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

#### (2) 平均給与月額等

令和2年4月1日時点における国家公務員の行政職俸給表(一)の適用者は140,017人(新規採用者、再任用職員等を除く。)であり、その平均給与月額は408,868円(平均年齢は43.2歳)となっています。昨年4月と比較すると国家公務員の平均給与月額は、2,255円減少しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が450,697円、管区機関が413,542円、府県単位機関で393,477円、その他の地方支分部局で383,057円となっています。(令和2年人事院勧告参考資料第1表及び第3表)

#### Ⅱ 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告等は前記Iのとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

#### 1 本年の給与改定

#### (1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。 地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共 団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定 方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考 えています。

本委員会は、地方公務員法は給与について均衡の原則を求めていることから、 改定に当たっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、 「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を 図るよう改定することが必要であるとして、次に述べるような措置を講ずることが適当であると判断しました。

#### (2) 改定の基本方針

本年は、前記 I の 3 (1) アのとおり職員の給与が民間従業員の給与を 31 円 (0.01%) 下回っていました。

本委員会では、この較差を解消するため月例給の改定を検討しましたが、本年の公民較差は極めて小さいことから給料表の改定を見送ることとしました。 諸手当についてもこの較差での適切な改定は困難であると考えます。

特別給である期末・勤勉手当については、前記 I の3 (2) のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を 0.04 月分上回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引下げ改定を行います。

#### (3) 改定すべき事項

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図る ため、支給月数を 0.05 月分引き下げ、4.45 月とします。

支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当に反映し、本年度においては 12 月期の期末手当の支給月数を 1.30 月から 1.25 月

へ引き下げ、令和3年度以降においては6月期及び12月期の期末手当の支給 月数がそれぞれ1.275月となるよう配分します。

また、行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員の期末手当及び任期付研究員並びに特定任期付職員の期末手当についても、0.05 月分それぞれ支給月数を引き下げます。

#### 2 住居手当

昨年、本委員会は、国の住居手当の見直し等を踏まえ、住居手当の取扱いについて検討する旨を報告しました。

県宿舎入居者との均衡、国や他の地方公共団体の状況等を考慮し検討した結果、 手当の支給対象となる家賃額の下限を 15,000 円に引き上げることが適当である と判断します。また、この改定により生ずる原資を用いて、職員の家賃負担の状 況等を踏まえ、全額支給限度額及び最高支給限度額を引き上げることとします。

これらの改定は、令和3年4月から実施します。

なお、これに伴い、所要の経過措置を講ずることとします。

#### 3 その他の課題

#### (1)世代間の給与配分の適正化について

昨年、本県の現行の給料水準は、国や他の地方公共団体と比較すると若年層はほぼ均衡しているのに対し中高齢層は高くなっていることを報告しました。

本県の初任給基準は国より上位の号給となっていますが、公安職給料表等においては、若年層が在職する号給の一部において国の俸給月額を下回っている状況もあります。

平成 27 年の給料表改定勧告以降、本委員会は、その年の公民較差により国の勧告後の俸給表構造を維持した上での改定は困難であること等から、5 年連続で給料表改定を見送りとしています。一方、民間事業所の賃金動向をみると、本年の「職種別民間給与実態調査」によれば、新規学卒者のうち大卒の初任給は 208,832 円、高卒の初任給は 167,013 円となっており、本県を上回っています。また、「第1 人事管理に関する報告」の「1 人材の確保・育成」にて言及したとおり、人材の確保が課題となっている状況もあることから、これま

での給料表改定の方針を踏まえ、世代間の給与配分の適正化について検討していく必要があります。

#### (2) 高齢層職員の給与

「地方公務員法の一部を改正する法律案」が国会にて継続審議となっています。

本委員会としても定年の 65 歳への段階的な引上げについての国や他の地方 公共団体の動向を注視しつつ、定年延長を見据えた人事管理や本県の実情に 沿った制度設計に対応した高齢層職員の給与のあり方について引き続き検討し ていきます。

なお、同法案によると、定年を段階的に引き上げるにあたっては、現行の再任用職員等も暫定的に存置されることとなっています。高齢層職員の職責と給与の検討に当たっては、この点も踏まえ進めることが必要です。

#### (3)「能力・実績に基づく人事管理の推進」への対応

人事院は、前記 I の 5 (1) イのとおり、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、昇給の基準や俸給表のあり方等について検討を進めることとしています。

本委員会においても、人事院の検討状況等を注視し、対応していく必要があります。

# 第3 むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について 調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他 職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告では、人事行政の根幹である人事管理における諸課題について調査・研究 し、将来を見据えた取組の方向性について言及しました。コロナ禍における人事管 理、アフターコロナの新常態を見据えた多様な働き方の検討、優秀で多様な人材の 確保・育成、時間外勤務の上限制限を踏まえた労務管理、人事評価の正しい運用に よる公正性の確保などを述べましたが、全ての職員がやりがいを持って活躍するこ とが必要との考えに基づき報告したところです。

給与に関しては、民間の支給割合との均衡を図るために特別給を引き下げるとと もに、本県の状況等を踏まえ住居手当を見直すよう勧告しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により企業活動に大きな影響が出ている中、職種別民間給与実態調査に対してご理解とご協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、雇用経済情勢に大きな影響を与え、労働職場環境 も大きな影響を受けています。

職員におかれては、県民の安全・安心を確保するため日々職務に尽力されている ことに深く敬意を表するところですが、民間の状況等を十分に認識され、引き続き、 使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代 償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を完全に実施さ れるよう要請します。

# **勧** 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和 29 年三重県条例第 67 号)、公立学校職員の給与に関する条例(昭和 30 年三重県条例第 10 号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 12 年三重県条例第 72 号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 14 年三重県条例第 61 号)を改正することを勧告する。

#### I 給与改定のための関係条例の改正

- 1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正
  - (1)期末手当
  - ア 令和2年12月期の支給割合
    - (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員(再任用職員を除く。) 期末手当の支給割合を 1.25 月分とすること。
    - (イ) 特定管理職員(再任用職員を除く。) 期末手当の支給割合を 1.05 月分とすること。
    - (ウ) 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員 期末手当の支給割合を 0.65 月分とすること。
  - イ 令和3年6月期以降の支給割合
    - (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員(再任用職員を除く。)6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。
    - (イ) 特定管理職員(再任用職員を除く。) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

(ウ) 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員 6月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.675 月分とすること。

#### (2) 住居手当

- ア 住居手当は、月額 15,000 円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。
- イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と 15,000 円との差額が 14,000 円以下の職員においてはその差額、 その差額が 14,000 円を超える職員についてはその超える額の 2 分の 1 の額を 14,000 円を限度として 14,000 円に加算した額とすること。

# 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等 に関する条例の改正

期末手当

- (1)令和2年12月期の支給割合期末手当の支給割合を1.65月分とすること。
- (2) 令和3年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

#### Ⅱ 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、Iの1の(1)のイ 及び(2)、2の(2)については令和3年4月1日から実施すること。

#### 2 住居手当の支給に関する経過措置

令和3年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居 手当を支給されていた職員であって、Iの1の(2)の改定に伴い、当該住居手 当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年 4月1日から令和4年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を 講ずること。

# 参考資料

# 目 次

I	職員	給与	関係	資料

令和 2	2年/	(事統	計調査の	既要・・	• •		• •	•	• •	• •	•		•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
第	1	表	総括表・	• • •					•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
第	2	表																							4
第	3	表	給料表別	川、部局別	可平均	J給与	月額		•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	5
第	4	表	給料表別	リ、級別□	区均給	料、	平均	年虧	没	び平	均約	圣験	年	数•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	6
第	5	表																							8
第	6	表																							30
第	7	表																							42
第	8	表	扶養の状	<b></b>					•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	44
そ	- D	1																							44
そ	- D	2	扶養親族	長数・・					•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	44
そ	- n	3																							45
第	9	表	住居手当	首の状況 ・					•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	46
第	10	表	通勤手当	首の状況 ・					•		•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	47
MIP.	) WD _	工区区	· 貝 / 1																						
令和 2 第 第 第 第	2 年耶 11 12	<ul><li>職種別表表表表</li></ul>	民間給与 産業別、 職種別、	企業規模 学歴別、 企業規模	莫別調 企業 莫別、	查事 規模 学歴 (1) (2)	業所	数・ 任給 与部・ 500	· · ·	··· ··· ···	• •		•	• •	•	• •			•						49 51 52 53 53 56 59
令和 2 第 第 第 第	2 年耶 11 12 13	<ul><li>職種別表表表表</li></ul>	民間給与 産業別、職種別、職種別、	企業規模 学歴別、 企業規模	莫別調 企業 莫別、	査事   規模   学歴 (1) (2) (3)	業別別規規規規	数・ 生 額 計・ 500 100	· · · · · · · · · · · · · ·	··· ··· 以上 (上5	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · 未	· · · · 満		•							•	•		51 52 53 53 56
令和 2 第 第 第 第	2年耶 11 12 13 この	<ul><li>職種別表表表表</li><li>表表</li></ul>	民間給与 産業別、職種別、職種別、 公民給与	企業規模 学歴別、 企業規模	莫別調 企業 莫別、 <b>強種</b>	直 車 類 差 類 型 (1) (2) (3) (4)	業別別規規規規所初給模模模模	数・ 任籍 手・ 500 100 100	· · · · · 人人人	・・・ ・・ 人上 人上 き満	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · 未	· · · · · 満		•		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								51 52 53 53 56 59
令 第 第 第 そ 参	2年耶 11 12 13 この	<ul><li>裁種別表表表表</li><li>1</li></ul>	民間給与 産業別、職種別、 公民 産業の 別、 公民 おり で 政職 総	企業規格 学歴別、 企業規格 ・比較の職	莫別調	香事 規模 (1) (2) (3) (4) と	業別別規規規規民所初給模模模模間	数任与計 500 100 第	· · · · · · · · 人 人 ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		・・・・・、未・・の	• • • • 満 • 対	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····································				· · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		· · · · · ·	51 52 53 53 56 59 62
令 第 第 第 そ 参	2年耶 11 12 13 : この	<ul><li>裁種別表表表表</li><li>1</li></ul>	民産職職公 行そる かい でんしょう かい	企業規格 学歴別、 企業規格 ・比較の耶 合料表の耶	関の は	査   横   学   (2) (3) (4) と・	業別別規規規規氏的初給模模模模間・	数・ 4 年 都 5 5 5 5 5 1 5 0 0 1 1 0 0 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・未・の・	• • • · · 満 • · 対 •		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51 52 53 53 56 59 62 65
令 第 第 第	2年耶 11 12 13 : この	戦種別 表表表 表 1	民産職職公 行そ初告 解 を が と か と か と か と か と か と か と か と か と か と	企業規格 学歴別、 企業の職 た比較の職 合料表の事	関の は	香規学(1)(3)(4)と・・・	業別別規規規規民・・所初給模模模模間・・	数任 与計 500 100 1100 第・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・未・の・・	· · · · 満 · 対 · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51 52 53 53 56 59 62 65 66
令 第 第 第 第 第 条 第 条 第 条 第 条 第 条 第 条 第 条 第	2年取 11 12 13 15の 14	<ul><li>職種 表表表 表 1</li><li>2 表</li></ul>	民産職職公 行そ初扶給 類別別給 酸他の任養 りいい いいりん いいん しゅん ほんしん いいん いいん いいん かいいいん かいいいん かいいいん かいいいん いいん	企業歴規制、権力・政権を関制を関連を対している。 は、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	莫の さまれる こう	香規学(1)(3)(4)と・・ (4)	業別別規規規規民・・況所初給模模模模間・・・	数任与計 500 100 100 第・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・未・の・・・	· · · · · 満 · · 対 · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				• • • • • • • • • •						51 52 53 53 56 59 62 65 66 67
令 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8	2年耶 11 12 13 13 か * の 14 15	<ul><li>職 表 表 表 1</li><li> 2 表 表</li></ul>	民産職職公 行そ初扶特間業種種民 政の任養別別別 結職他給(給)	企学企比と、お職改族のの・状手	莫 さ さ さ さ さ さ め か れ が れ が れ が れ が れ か れ か れ か ま か ま ま か ま ま か ま か ま か か れ か か れ か か れ か か か か	査規学((((級・・給・事模歴)(3)(4)と・・状・	業別別規規規規民・・況・所初給模模模模間・・・・	数任与計 500~1100~1100~311000~3110000~3110000~3110000~31100000000	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・未・の・・・・	・・・・満・対・・・・		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										511 522 533 536 599 622 656 667 67
令 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	2年取 11 12 13 13 15 の 14 15 16	職 表 表 表 1	民産職職公 行そ初扶特給間業種種民 政の任養別与給別別別給 職他給(給及り)のののですのです。	企学企比と、お職改族支援別規のの・状手状を変換を表種定)給	莫の さん こう	査規学((((級・・給・・事模歴)(3)4)と・・状・・	業別別規規規規民・・況・・所初給模模模模間・・・・・	数任与計 500 100 事・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・未・の・・・・	· · · · · 満 · · 対 · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										511 522 533 536 599 622 656 667 677 688
	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 年 そ そ そ そ そ 8 の の の 9 10	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 そそそ 第第 10 3 表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	第 1 表 総括表 第 2 表 給料表別 第 3 表 給料表別 第 5 表 給料表別 第 6 表 給料表別 第 7 表 給料表別 第 7 表 持養親親 での 2 扶養 その 3 大夫養 第 9 表	第 1 表 総括表・・・・ 第 2 表 給料表別、部局別 第 3 表 給料表別、部別別、 総料表別、級級別、 総料表別、級級別、 総料表別、級級別、 総料表別、級級別、 総料表別、級級別、 総料表別、級級別、 総料表別、級級別、 総料表別、級級別、 を で ま 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 表       総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 2 表 給料表別、部局別職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									

# Ⅲ 生計費関係資料

	令和2	2年4	! 月のホ	標準生計費算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	第	20	表	費目別、世帯人員別標準生計費(令和2年4月)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	ž	その	1	津市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	ž	その	2	全国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	₹	<b>家</b>	ž Ž	費目別、世帯人員別生計費換算乗数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
IV	労賃	経	<b>脊関係</b>	系資料	
	第	21	表	労働経済指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
V	経年	統語	十資米		
	第	22	表	部局別、給料表別職員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	第	23	表	給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況・・・・・・	76

# I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。

### 令和2年人事統計調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

### 2 調査の時期

令和2年4月1日

### 3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例がびに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員(休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇(家族介護のための休暇)を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員(任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。)を除く。)で令和2年4月1日に在職する者

### 4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその 他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1箇月当たりの運賃等の月額 及び家賃・間代の額等

### 5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

### 6 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10表までのとおりである。

-2-	

第1表 総括表

区分	給料表	行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職(二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
<u></u>		3,542 人	2, 728	170	33	70	26	1, 981	3, 618	-	2	12, 170
職	男	70.7 %	89.6	82.9	76. 7	42. 4	21.3	59. 5	45.6	-	100.0	61. 3
		1,470 人	315	35	10	95	96	1, 351	4, 323	_	_	7, 695
員	女	29.3 %	10. 4	17. 1	23. 3	57. 6	78. 7	40. 5	54. 4	-	_	38. 7
		5,012 人	3, 043	205	43	165	122	3, 332	7, 941	_	2	19, 865
数	計	100.0 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	_	100.0	100.0
		3,499 人	1, 855	201	43	135	44	3, 238	7, 582	-	2	16, 599
学	大学	69.8 %	61.0	98.0	100.0	81. 8	36. 1	97. 2	95. 5	-	100.0	83. 6
		418 人	157	4	_	30	77	64	359	_	_	1, 109
歴	短大	8.4 %	5. 1	2.0	_	18. 2	63. 1	1. 9	4. 5	-	-	5.6
		1,088 人	1, 029	_	_	_	1	30	_	-	_	2, 148
構	高校	21.7 %	33.8	-	_	_	0.8	0.9	_	_	_	10.8
		7 人	2	_	_	_	_	_	_	_	_	9
成	中学	0.1 %	0.1	_	_	_	_	_	_	-	_	0.0
平均	年齢	44.0 歳	38. 5	41.6	43. 2	42. 8	43. 8	45. 8	42. 3	_	53. 5	42. 8
平均年	I経験 数	22.5 年	17. 5	18. 5	18. 5	19. 9	20. 1	23. 1	19. 8	I		20. 7
	扶養 族 数	2.0 人	2. 3	2. 1	2. 4	1.8	2. 0	2. 0	2. 0	-	_	2. 0
	給料	344,115 円	330, 346	365, 719	446, 886	357, 727	338, 058	395, 664	365, 750	-	545, 000	359, 842
	扶養手当	9,811 円	12, 593	10, 263	11, 442	6, 039	5, 693	9, 323	6, 991	-	-	8, 979
平均給	地域手当	16,975 円	15, 960	17, 521	78, 296	16, 986	15, 934	18, 770	17, 451	-	25, 070	17, 444
平均給与月額	管理 職 手当	8,647 円	2, 541	4, 911	31, 021	5, 512	2, 652	3, 069	6, 581	_	-	5, 896
	その他	5,844 円	7, 993	9, 716	325, 958	10, 198	4, 660	6, 103	5, 771	_	-	6, 949
	<del>1</del>	385, 392 円	369, 433	408, 130	893, 603	396, 462	366, 997	432, 929	402, 544	_	570, 070	399, 110

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第24表において同じ。)
  - 2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。
  - 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第24表において同じ。)
  - 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
  - 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第24表において同じ。)
    - ・職員の給与に関する条例附則第24項から第26項まで及び公立学校職員の給与に関する条例附則第16項から第18項までの規定による給料の額
    - 給料の調整額
    - ・教職調整額
  - 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

																(単位 人)
		給料	表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特		現	合
\	\									校	小	校	定			
	/	\					療	療	療	等	校	栄	任		業	
				政	安	究				教	教	養	期	計		
		/					職	職	職				付		職	
区	,	_								育	育	職	職			
		J		職	職	職	(→)	(二)	(三)	職	職	員	員		員	計
知	事	部	局	3, 610		186	43	165	122				2	4, 128	1	4, 129
警			察	336	3, 043	19								3, 398	1	3, 399
	事	革 務	局	254										254		254
教育委員会	<b>非</b> 学	Į.	立校	341						3, 332				3, 673	2	3, 675
	<b>市</b> 学	ī 町	立 校	386							7, 941			8, 327		8, 327
議			会	35										35		35
選委	挙	差 管 員	理会	5										5		5
監	查	歪 委	員	21										21		21
人:	事	委員	会	12										12		12
労(	働	委員	会	9										9		9
海調	整整	<ul><li>漁</li><li>委員</li></ul>	業会	3										3		3
		計		5, 012	3, 043	205	43	165	122	3, 332	7, 941	_	2	19, 865	4	19, 869
企		業	庁	177										177		177
病	院	事業	美 庁	54			18	24	166					262		262
合			計	5, 243	3, 043	205	61	189	288	3, 332	7, 941	_	2	20, 304	4	20, 308

<sup>(</sup>注)該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

NO X MATTERS		H-/\				一	3X · / C 、 3	
給料表	区 分 部 局	職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職 手当	その他	計
WHAT I'M	知 事 部 局	3, 610	346, 990	10, 754	17, 305	9, 725	6, 161	390, 935
	各種委員会	339	369, 162	12, 569	18, 179	11, 058	4, 396	415, 364
	警 察	336	317, 252	4, 939	14, 980	3, 471	5, 302	345, 944
行 政 職	小計	4, 285	346, 412	10, 442	17, 191	9, 340	5, 954	389, 339
	県 立 学 校	341	354, 354	7, 749	17, 103	9,720	3, 932	392, 858
	市町立学校	386	309, 574	4, 631	14, 453	_	6, 306	334, 964
	計	5, 012	344, 115	9, 811	16, 975	8, 647	5, 844	385, 392
公安職	警 察	3, 043	330, 346	12, 593	15, 960	2, 541	7, 993	369, 433
	知 事 部 局	186	368, 225	10, 027	17, 628	4, 978	9, 936	410, 794
研究職	警 察	19	341, 179	12, 579	16, 468	4, 247	7, 558	382, 031
	計	205	365, 719	10, 263	17, 521	4, 911	9, 716	408, 130
医療職(一)	知 事 部 局	43	446, 886	11, 442	78, 296	31, 021	325, 958	893, 603
医療職(二)	知 事 部 局	165	357, 727	6, 039	16, 986	5, 512	10, 198	396, 462
医療職(三)	知 事 部 局	122	338, 058	5, 693	15, 934	2,652	4, 660	366, 997
	高 校	2, 473	392, 082	9, 944	18, 646	3, 328	6, 490	430, 490
高校等教育職	特別支援学校	859	405, 978	7, 535	19, 128	2, 321	4, 990	439, 952
	計	3, 332	395, 664	9, 323	18, 770	3, 069	6, 103	432, 929
	中 学 校	2, 733	366, 942	8, 210	17, 522	5, 770	6, 802	405, 246
中小校教育職	小 学 校	5, 208	365, 124	6, 352	17, 414	7,007	5, 230	401, 127
	計	7, 941	365, 750	6, 991	17, 451	6, 581	5, 771	402, 544
学校栄養職員	県立・市町立学校	_	_	_	_	_	_	_
特定任期付職員	知 事 部 局	2	545,000	_	25, 070	_		570, 070
合	計	19, 865	359, 842	8, 979	17, 444	5, 896	6, 949	399, 110
/ Tible	企 業 庁	177	357, 404	14, 624	17, 570	9, 272	3, 716	402, 586
行 政 職		54	333, 739	9, 769	16, 160	7,802	4, 361	371, 831
医療職(一)	作 吃 事 ** 宀	18	417, 289	12, 194	79, 431	29, 450	377, 589	915, 953
医療職(二)	病院事業庁	24	337, 567	13, 313	16, 140	_	4, 446	371, 466
医療職(三)		166	331, 646	8, 873	15, 706	920	3, 970	361, 115
現 業 職	知 事 部 局 等	4	392, 125	9, 500	18, 475	_	_	420, 100
総	計	20, 308	359, 552	9, 037	17, 481	5, 903	7, 214	399, 187

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
行	1	192,871 円	24.2 歳	2.6 年
	2	229, 887	28. 1	6. 2
	3	287, 408	35. 5	13.4
	4	369, 115	45.9	24. 7
	5	393, 871	51.1	29. 7
政	6	409, 207	55.8	34. 5
	7	437, 702	56.8	34. 5
	8	464, 619	57.6	35. 0
	9	507, 044	58. 2	36. 4
TELES	10	824, 000	60.0	38.0
職	計	344, 115	44. 0	22. 5
公	1	202, 365	21.5	2.3
	2	250, 445	27. 9	6.6
	3	302, 626	35. 5	14.0
	4	366, 828	42.9	21.5
安	5	411, 384	49.6	29.0
	6	424, 905	49. 9	28. 4
	7	437, 918	53. 5	33.9
	8	456, 738	56. 4	36. 7
TAP.	9	476, 569	57. 3	34.4
職	計	330, 346	38. 5	17.5
研	1			
	2	266, 653	29.7	6.9
究	3	373, 471	41.6	18.1
	4	428, 970	48. 7	25. 9
TAPP.	5	462, 559	54. 3	31.3
職	計	365, 719	41.6	18.5
医	1	326, 742	30.8	7. 3
療	2	401, 922	37. 4	13.4
職	3	511, 555	49.7	24.8
<sup>月取</sup> ( <del>一 </del> )	4 計	550, 073	55. 0	28.4
医	1	446, 886	43. 2	18. 5 —
_	2	224, 495	27. 9	4.7
療	3	272, 607	32.8	9.9
7京	4	352, 476	41.9	18. 7
	5	405, 406	48.4	25.6
職	6	445, 889	53.0	30. 3
( <u></u> )	計	357, 727	42.8	19.9
医	1	_	_	_
	2	224, 495	29.8	5.8
療	3	272, 607	36. 4	10.4
///	4	352, 476	46. 5	21.3
	5	405, 406	49. 5	27.6
職	6	445, 889	54. 7	32. 4
(三)	計	338, 058	43.8	20. 1
高	1	287, 793	36. 5	12.8
校	2	394, 214	45. 5	22.8
等 #/	特2	453, 047	51. 5	29. 1
教	3	459, 611	54. 2	31.6
育	4	481, 760	57. 1	34.6
職	計	395, 664	45. 8	23. 1
中 小	2	353, 777	40. 2	
学	特2	426, 986	48. 8	26. 1
子 校 教	<del>有</del> 2	426, 986	53.3	
仪 教 育	4	446, 770	53. 3	30. 9 35. 0
職	<u>4</u> 計	365, 750	42. 3	19.8
 学	1 1	300, 700	42. 3	
子校	2			
栄	3		_	
養	4		_	
職	5	_		
順員	計	_	_	
-	PI			
特定任期	Ħ付職員 ┃	545,000	53. 5	_

給料表	<u> </u>	区分級	平均給料	平均年齢	平均経験年数
10112		1 1	190, 917	23.8	2.8
	企	2	229, 879	27. 9	6. 2
	-11-	3	288, 252	35. 2	13. 4
		4	365, 318	43. 6	23. 4
行		5	393, 832	50. 6	29. 0
	業	6	409, 676	55. 5	34.9
	,,,	7	440, 050	56. 7	33. 3
		8	465, 450	59. 0	35. 5
		9	_	_	_
	庁	10	_	_	_
政		計	357, 404	45. 2	23.9
		1	208, 180	26. 7	3. 3
		2	234, 600	29.5	8. 1
		3	290, 870	36. 3	13.8
		4	366, 133	45. 1	24.7
	病	5	392, 231	52.8	31.3
職	/13	6	407, 160	55. 9	32.5
		7	433, 300	54.0	36.0
		8	468, 400	57. 0	34. 0
		9	_	_	_
		10	_	_	_
	院	計	333, 739	43.0	21.3
医	1,72	1	319, 729	29. 2	6. 5
		2	416, 083	38. 8	14. 0
療		3	_	_	
職		4	555, 320	54. 1	29. 5
<u>)</u>	事	計	417, 289	39. 3	15. 4
医	•	1	_	_	_
		2	221, 350	26. 5	4.0
療		3	285, 367	36. 3	13.6
,,,,,		4	356, 586	42.8	20. 9
職	業	5	409, 850	50. 5	28.0
		6	443, 700	51.5	27.8
二)		計	337, 567	41.1	18.5
医		1	_	_	_
		2	252, 679	35. 4	8.0
療	庁	3	286, 432	39. 4	12.0
1		4	330, 607	45. 0	19.6
職		5	378, 253	50. 5	26.9
		6	429, 344	54. 1	31.4
三)		計	331, 646	44. 7	19.3
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,		
TH	知	1		_	
現業	事	2			
業職	部	3	389, 600	59. 0	41.0
職 員	局	4	392, 967	56. 5	37.8
只	等	計	392, 125	57.3	38.8
,		計	359, 552	42.8	20. 7
λ		ПI	ამ9, მმ∠	42.8	20.7

第5表 給料表別、級別、号給別職員数 行政職給料表(他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位 人)

行政職給料	斗表 (他の	給料表の適	用を受けな	いすべての	の職員に適	用)				(単位 人)
級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4			$\frac{1}{2}$							
5			2							
6		4	2							
7 8		$\frac{4}{1}$	1							
9	10	8	1 2							
10	10	3	3							
11		16	1						2	
12		5	8							
13	8	39	6							
14		20	9							
15 16		20 9	15 17			1			4 3	
17	16	53	11			1			1	
18	10	16	47			1			3	
19	2	21	17	1					1	
20	1	2	23				2		1	
21	19	40	14							
22	1	18	37					1		
23	3	16	33						2	
$\frac{24}{25}$	1	6 41	19 16					2 1	1	
26 26	10 1	$\frac{41}{24}$	43		1			1		
27	17	20	34	1	1			4		
28		1	16	-		1		6		
29	82	33	12		***************************************	•••••		2	***************************************	***************************************
30		12	24			2		7		
31	11	3	27	1						
32	1	1	13	1			12	1		
33 34	69 8	5 1	$\begin{array}{c} 27 \\ 24 \end{array}$	5 2			5 13	2 3		
35	21	5	21	3			6	2		
36	2	Ü	5	4			6	_		
37	64		20	4			15	2		
38	8		5	5			5	1		
39	4	1	11	9			6			
40 41	2	1	16 21	6 9			11 4			
	3		21	9				_		
42 43	2	1 1	6	$7 \\ 23$			10 10	1		
45 44	4	1	22 7	23 12			10 5			
45	2	1	18	17	1	1	5 2	1		
46	2		11	11	1		1			
47	4		15	20	1					
48	1		9	20			2 1 2			
49	4	1	15	30	-	_				
50 51	4	1	3	16	1	3	1			
51 52	1		24 13	26 21	1	2	2 1			
53	6		13	29	4	1	1			
54	Ŭ	1	3	16	T T	8				
55		Ť	16	34	2	10	1			
56 57		1	6	24	2	13				
57	1		6	34		42	1			
58			2	13	6	128				
59 60			2 3	18 19	8 4	57 7				
61	2		3 3	31	11	16	2			
62	4		ບ	15	11	24				
63			3	41	20	3				
64			1	14	23	61				
								•	•	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				23	16	29				
66				19	20	28				
67	1		2	25	45	28				
68			2	21	27	78				
69	1		2	45	40	20				
70			2	19	25	25				
71			2	27	50	16				
72			1	19	33	20				
73 74	1		2 1	28 7	38 26	12 9				
74 75			1	31	62	8				
76				8	56	8				
77	2		1	12	62	4				
78	_		_	9	35	3				
79				13	48	3				
80				5	31	2				
81	1			4	16	2				
82			4	6	16	1				
83			1	8	63	4				
84				11	18					
85				9	34	25				
86				3	10					
87			1	6	54					
88 89	1		1	8	48 23					
90	1		1	3 3	31					
91			1 1	3	40					
92			1	7	48					
93				107	270					
94			1	101						
95										
96										
97			2							
98			3							
99			1							
100			3							
101			1							
102			1							
103			2							
$\frac{104}{105}$			1							
106			1							
107			$\frac{1}{2}$							
108										
109										
110			1							
111										
112										
113			13							
114										
115										
116										
117										
118 119										
119										
121										
121										
123										
124										
125		1								
特	ļ	-								1
計	396	453	859	1,031	1,384	706	127	37	18	1
									合 計	5,012

(注)各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

公安職給料表 (警察官である職員に適用)									
- 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2 3									
4									
5 6									
7	32								
8 9	3						1		
10	э								
11									
12 13	23								
14									
15 16	1		1		1				
17	2 24		1						
18	_								
19 20	7	9 2		1					
21	57	59		1		<b></b>		<b></b>	
22 23	6	1 9	9	1					
23 24	ь	2	2	1					
25	31	51	9		1				
26 27	$\begin{bmatrix} 1 \\ 6 \end{bmatrix}$	$\frac{1}{20}$	4	2	1				
28		20		-	1				
29	3	45	7						
30 31		7 20	1 6	2	1				
32		5							2
33 34	1	40 1	3	2 1	1	1			1
35		12	9	6					5
36		5	1	3 7					5
37 38	2	30	10 1	7	1 1				
39		25	13	11	1				
40		5 28	1 17	<u>2</u> 5	1 1				
41		8	2	2	4	1			
43		20	16	7	3		_		
44 45	1	5 18	5 32	3 8	3		1	2	
46	1	2	3	4	3	2		1	
47		18 8	22 9	15	5 4				
48 49	1	23	28	2 16	3			6 4	
50		23	12	16 7	4			1	
51 52		22 5	$\frac{26}{4}$	12 6	9	3		1 1	
52 53		19	31	11	1	1		1	
54		4 9	8	11	6	-	3	1	
55 56		1	38 7	18 10	3 8	1 1	11 1	1	
57		7	24	17	5	1	1 3	3	
58 59		$\begin{bmatrix} 1 \\ 3 \end{bmatrix}$	10 19	5 20	3 5	1	6 6		
60		1	10	14	5	1 2	2 5	1	
61		3	17	16	5		5	3	
62 63		2 1	8 27	18 17	$\begin{array}{c} 2 \\ 7 \end{array}$	3 2 3	3		
64		1	9	18	5	3	3		
65 66		1	21 12	15 14	9 5	2 1	5		
67		1 2	15	14	5	1	2		
68 69		3	10	15	7	5 2	2 1 1		
69 70		2 2	14 12	18 12	16 5	2	1		
71		1	14	19	6	3	1		
72			11	18	7	5	3		

	Ţ							······	
73		3	20	19	19	1	1		
74		1	6	16	12	2			
75			9	10	2	2	1		
76			11	13	4	2			
77			12	16		4			
- 11					13		2		
78			5	14	9	4	1		
79			10	9	7	2			
80			9	15	6	2	1		
81			4		7	1			
01				8		1	_		
82			4	11	4		1		
83			5	14	3	14			
84			1	16	7	1			
85		1	3	10	6	1	1		
00		1					1		
86			2	7	4	2			
87				7	5	6			
88			3	6	4	1			
89				9	10	2			
			_			4			
90			1	9	5	2			
91			1	6	4	3			
92			1	5	9	1			
93	<b>†</b>		1	3	150	23	<b></b>		
93				3 -	150	23			
94			2	7					
95				10					
96			9.	7					
97	·		2 1	7 4		<b></b>			
91			1						
98				7					
99				4					
100				3					
101	<del> </del>		1	6	<b></b>		<u> </u>		
				О					
102			2	5					
103			2	7					
104			2	3					
104				<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>					
105			1	8					
106			3	5					
107			1	5					
108			_	4					
109				7					
110			1	3					
111				2					
			0	2					
112			2	3					
113			1	2					
114				5					
115				6					
110			0						
116			2 1	6					
117			1	4					
118				4					
119			2	5					
			2	9					
120			2	3 6					
121			3	6					
122			1	3					
123			-	3					
	[								
124		1	1	4					
125			1	65					
126			1						
127			_						
128			1						
128									
129			1						
130									
131									
100									
132	ļ								
133									
134	[								
135			1						
100									
136			1						
137									
138									
139									
140									
140					ļ				
141									
142		Ī							
143									
140	[								
144	ļ					<b></b>			
145									
計	201	586	709	865	459	118	66	26	13
pΊ	201	906	709	600	459	118	00	△ △ △	13
								合計	3,043

研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

(試験場、	研究所等	に勤務し、	試験研究	又は調査研	F究業務に征	差事す
級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
1						
2						
3						
4						
5		7				
6						
7						
8						
9		5				
10		1				
11						
12 13		2				
13		4				
15						
16						
17		4		<b></b>	}	
18		•				
19						
20						
21		2				
22					1	
23						
24		1	***************************************			
25		4			1	
26		1				
27						
28						
29		2	-		0	
30			1		2	
31 32		1 1	3 1			
33		3	<u>1</u>		1	
34		1	2		1	
35		1	1			
36		-	1		1	
37		3			1	
38		4		1		
39			1			
40		1	1		1	
41		2	2		1	
42		6	1	1	1	
43		4	1	1	1	
44			2	1	1	
45			1		1	
46			1	_		
47			1	1	2	
48			1	1	2	
49 50		2	1 1	$\frac{2}{2}$	$\frac{2}{1}$	
50 51		$\frac{2}{2}$	4		6	
52		<u> </u>	2	9	5	
53		1	<u>4</u>	$\frac{2}{1}$	1	
54		1	3	_	8	
55		1			6	
56		1	1		$\frac{3}{4}$	
57	••••••	2	***************************************	2	1	
58		1	1			
59		1	1	2		
60			1			

K	で人事	変員会規則	したのの	ものに適用	1)	
号	級一給	1級	2級	3級	4級	5級
Ť	61		2		2	
	62			1	1	
	63			3	3	
	64		1	4		
	65			3		
	66					
	67				1	
	68			2	1	
_	69		1	2	5	
	70		1			
	71					
	72					
	73			1		
	74					
	75					
	76					
	77					
	78					
	79					
	80					
	81					
	82					
	83					
	84					
	85					
	86					
	87					
ļ	88					
	89					
	90					
	91					
ļ	92					
	93					
	94					
	95					
ļ	96					
	97					
	98					
	99					
	100 101					
	101					
	$102 \\ 103$					
	103					
	105					
	106					
	107					
	108					
	109					
	110					
	111					
	112					
	113					
	114					
	115					
L	116					
	117					
	118					
	119					
	120					
	121					
L						
L	計		73	51	30	51
-	_	_	_		合 計	205

## 医療職給料表(一)

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

	守に勤伤り I	の区間区	い歯が区別	「八手安」
級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		3		
11				
12				***************************************
13	2			
14		1		
15				1
16				
17	2			1
18		1		
19				
20				
21	3			
22		1		
23				
24				
25	2			
26	_			
27				1
28				1
29				
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37	1		2	***************************************
38				
39				
40			1	1
41		1	<u></u>	1
42		1		
43		1		
44		1		
45		***************************************	1	***************************************
46			1	1
46				1
48			1	
48	J	l	l <sup>1</sup>	ll

日報   日報   日報   日報   日報   日報   日報   日報	(	定めるもの	のに適用)			
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 81 82 83 84 85 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 97 98 99 91 92 93 94 95 96 97 97		級 号給	1級	2級	3級	4級
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 81 82 83 84 85 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 97 98 99 91 92 93 94 95 96 97 97		49	1		1	
51 52 53 54 55 56 57 1 1 1 58 59 60 61 62 63 64 1 1 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 81 82 83 84 85 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 97						
52   53   54   55   56   1   56   57   58   59   2   60   61   62   63   64   1   1   1   1   1   1   1   1   1						
53						
54     55     1       56     1     1       57     1     1       58     59     2       60     61     62       63     64     1     1       65     66     1     1       67     68     69     70       71     72     73     74       75     76     77     78     79       80     1     81     82       83     84     85     1       86     87     88     89     1       90     91     92     93       94     95     96     97       計     12     9     11     11						
55						
56						
57					1	
58 59 60 61 62 63 64 64 1 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 81 82 83 84 85 87 88 89 90 91 90 91 92 93 94 95 96 97						
59					1	1
60 61 62 63 64						_
61 62 63 64						2
62 63 64 1 1 1 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 1 81 82 83 84 85 1 86 87 88 89 9 1 90 91 92 93 94 95 96			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	***************************************	***************************************	***************************************
63						
64						
65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 1 81 82 83 84 85 1 1 88 87 88 89 9 1 1 90 91 92 93 94 95 96 97		63				
65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 1 81 82 83 84 85 1 1 88 87 88 89 90 91 91 92 93 94 95 96 97 ■ □		64			1	1
66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 81 82 83 84 85 1 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96		65				
67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 1 81 82 83 84 85 1 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
68						
69   70   71   72   73   74   75   76   77   78   79   80   1   81   82   83   84   85   1   86   87   88   89   90   91   92   93   94   95   96   97   ■						
70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
72						
73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
75 76 77 78 79 80 1 81 82 83 84 85 1 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
76						
77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
78 79 80 1 81 82 83 84 85 1 86 87 88 89 1 90 91 92 93 94 95 96 97						
79 80 81 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
80						
81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97					_	
82   83   84   85   1   86   87   88   89   90   91   92   93   94   95   96   97					1	
83   84   85   1   86   87   88   89   1   1   90   91   92   93   94   95   96   97						
84						
85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97						
86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97			***************************************		***************************************	***************************************
87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 章十 12 9 11 11				1		
88						
89						
90 91 92 93 94 95 96 97 計 12 9 11 11						
91 92 93 94 95 96 97 章十 12 9 11 11					1	
92 93 94 95 96 97 計 12 9 11 11		90				
93 94 95 96 97 計 12 9 11 11		91				
93 94 95 96 97 計 12 9 11 11		92				
94 95 96 97 計 12 9 11 11		93				
95 96 97 壽十 12 9 11 11						
96 97 計 12 9 11 11						
97 計 12 9 11 11						
計 12 9 11 11						
		計	12	9	11	11
				-		

医療職給料表 (二) (保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

	200 100 / 00 / (5)	111111111111111111111111111111111111111	がが似臭い	、八甲安」	員会規則~
景給 1約	汲 2級	3級	4級	5級	6級
1					
2					
3					
4					
5	1				
6					
7					
8					
9	1				
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16	2	4			
17	3	3			
18		2			
19					
20		ļ <u>.</u>	11		
21	1	2	1		
22		1	2		
23	1	1	3		1
24	1		2		
25	2		1		
26	3	9	1		1
27	,	3	1		1
28	1		3		1
29 30	2	2	2		2
31	1				2
32	1				
33	1		3		1
34	1		9		1
35			2		1
36					1
37		1	1	1	·
38	1			1	
39		2		2	
40		1		1	
41		2	1	·	
42		1			1
43		1			1
44			1		2
45		2	2	1	1
46		1		1	1
47		2		1	
48		1	4		1
49	1				
50			2		3
51				1	3
52			1		5
53				1	30
54		1	1	1	
			1		
55 56				1	

らものに適	用)	•				
級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57				2	1	
58			1		1	
59			_	1	1	
60				1	1	
				1		
61						
62					1	
63				1		
64				1		
65					1	
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76	ļ					
77						
78	1					
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
	1					
96	<del> </del>					
97	1					
98						
99						
100	L	L	L	L		
101						
102						
103						
103						
	<b></b>					
105						
106						
107	1					
108			<u> </u>			
109						
110						
111						
112	1					
	<del> </del>					
113						
±1		00	60		10	F 0
計	<u> </u>	22	30	41	16	56
					合 計	165

(保健所等に勤務する保健師、	看護師、	准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

級							Ì	~ 級						
号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級		号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1								85						
2								86						
3								87						
4								88						ļ
5								89					1	
6								90					2	
7								91					1	
8 9								92 93					2 4	
10								94					4	
11								95						
12								96						
13		4						97						
14								98						
15								99						
16								100						
17		2	3					101						
18		1						102						
19								103						
20			1					104						ļ
21			4					105						
22		1						106						
23			1					107						
24		2	1					108 109					·	
$\frac{25}{26}$		4	1 1					110						
27			1					111						
28		1						112						
29		1 2	1					113		<b></b>		1		
30		1	1			1		114						
31		1	1					115						
32								116		<b>.</b>		<u> </u>	ļ	
33		2		1				117		1		1	]	
34		1						118						
35								119						
36		1						120						ļ
37								121						
38 39					1			122						
40		1		1	1			123						
40 41		1		1 1		1		124 125						
42		1				1		126						
43					2			127						
44					1	1		128						
45		1	1	***************************************	1	1		129		************				
46				2				130						
47				1	1	3		131						
48						1		132						
49			1	1				133						
50			1					134						
51								135						
52								136						<b>}</b>
$\frac{53}{54}$				1	1			137 138						
55		1			1	1		139						
56		1				_		140						
57				2		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		141		*************				
58				2	1	1		142						
59				1				143						
60					2			144						
61				1		1		145						
62		1	1	2	1			146						
63					1			147						
64					1			148		<b></b>		<b></b>	<b> </b>	}
65				1	1	_		149						
66						1		150						
67 68						1 1		151 152						
68 69				<b></b>	1	11		153		<del> </del>	<b></b>	<del> </del>	<del> </del>	
70				1	3	11		154		<b>-</b>				
71			1	1				155						
72			1	1				156						
72 73		***********				***********		157		1		<b>T</b>		
74								158						
75		1						159						
76				1				160		<u></u>		<u></u>	<u> </u>	<u> </u>
77								161						
78					1			162						
79								163						
80				1				164		<b></b>		<b> </b>	ļ	
81					1			165						
82					_			166						
83					1			167						
84	L	L	L	L	L	L		168 169		<del> </del>	ļ	<b>}</b>	ļ	<b></b>
								109		1				
								計		26	19	22	30	25
								PΙ			1.0		合 計	122
							- 15						LI FI	144

高等学校等教育職給料表 (高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

	校及び特別	支援学校	こ勤務する	教育職員に	[適用]
級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		15			
6					
7					
8					
9		27			
10					
11		4			
12 13		27			
14		21			
15		4			
16		-			
17		29			
18					
19		4			
20		1			
21		29			
22					
23		5			
24					
25	1	39			
26		1			
27		5			1
28	1	4 25			<b></b>
29 30	1	25 3			
31		5			2
32		8			4
33	2	39			4
34		4			2
35		8			5
36		5			7
37	1	36			5
38		3			5
39	1	9			8
40		10			1
41	1	37			1
42	,	7			5
43	1	10			4
44	3	44			4 16
45 46	3	6			10
47	1	13			
48		12			
49	<b></b>	45			
50		3			
51	2	14			
52	1	6			************
53	1	30			
54		10			
55	1	9			
56	-	14			
57 58	1	33 e		1	
58 59	3 2	6 12	1	2	
60	2	10	1	2	
61	4	18		6	
62	3	8		5	
63		20		3	
64		14		2	
65	2	15		9	
66	2	9		4	
67	1	20		2	
68	3	16		3	
69	2	29		4	
70 71	2	10		4	
71	1	10		2	
72 73	1	20 9		4 6	<b></b>
73 74	2	15		3	
75	3	16		5	
76	1	13		7	
·	·	·	l	·	l

如					
級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77	3	13		6	
78		17		2	
79	1	18	1	4	
80		22		3	
81		16		3	
82 83	1 1	16 24		3	
84		18		1	
85	2 1	17		1	
86		13			
87		25			
88	1	11	1		
89	1	15	1		
90		20			
91	2	17			
92	2	17	3		
93	1	17	1		
94	2	22			
95		23	3		
96	1	36	3		
97	1	9			
98		27	2		
99 100	1	22 38	1		
100 101	1	20	1		
101	1	23	1		
102	2	18	1		
103	-	24	1		
105		16	1	l	l
106		36	_		
107	2	27			
108		37			
109	1	25			
110		36			
111		21			
112		40			
113		22			
114		23			
115		16			
116		30			
117		15			
118	1	21			
119		9			
120		22			
$\frac{121}{122}$	1	12 28			
123		17			
124		24			
125		18			
126		28			
127		10			
128		34			
129		33	•••••		
130		28			
131		52			
132		72			
133	1	65			
134		113			
135		93			
136		155	l		
137		131			
138		120			
139		49 45			
140 141		45 32			
$\frac{141}{142}$		32 12			
142		5			
144	1	5			
145	1	10		l	
146		10			
147					
148					
149	~~~~~		l	·	·
150					
151					
152					
153	1				
				<u> </u>	<u> </u>
	0.4	2.050	21	98	70
計	84	3,059	41	合 計	3,332

中学校・小学校教育職給料表 (中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

(中学校、	小学校及	び義務教育	育学校に勤	務する教育	職員に適用
級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4				***************************************	
5 e					
6 7					
8					
9					
10					
11					
12					
13 14					
15		2			
16		_			
17		136			
18					
19		1			
20					6
21		155			25
22		0			31
23 24		9			39 42
25		214		***************************************	40
26					39
27		24			42
28		3			30
29		199			27
30		5			23
31		24			20
32 33		5 212			19 17
34		1			17
35		22			13
36		4			12
37		238			10
38		3			6
39		30			4
40		13			11
41		108			6
42 43		4 19			3 4
44		13	1		1
45		176		***************************************	4
46		8			
47		30			
48		14			
49		156			
50		9			
51 52		27 23			
53		151			
54		13			
55		28			
56		16			
57		157			
58		9	1		
59 60		46	1		
60 61		18 135		1	
62		21	2	1	
63		38	1		
64		17			
65		70	1	1	
66		18			
67		26	2	1	
68		53 60	3		
69 70		60 20	1 3	2	
70		33	1	2	
72		57	1	2	
73		49		2	
74		28	1	17	
75		24	3	8	
76		61	3	8	
77		44	1	76	
78 79		37 21	1	12	
79 80		21 69	1 1	20 30	
	L	69	L	30	

級	1級	2級	特2級	3級	4級
号給 01	17校				47校
81 82		32 40	1 7	50 23	
83		40	2	28	
84		53	8	36	<u></u>
85		28	3	17	
86		34	2	27	
87		36	3	26	
88 89		51 25	4	17 18	
90		30	3	16	
91		29	1	25	
92		26	3	4	
93		34	4	10	
94 95		32 50	13 2	10 12	
96		40	3	5	
97		36	3	1	
98		27	6	1	
99		47	4	4	
100 101		40 25	<u>4</u> 7		
102		34	4		
103		54	2		
104	***************************************	35	3	***************************************	
105		21			
106 107		32 31	4		
107		56	1		
109		30			
110		29	1		
111		25			
112		32			
113 114		17 33			
115		30			
116		45			
117		25			
118		45			
119 120		25 44			
121		28			
122		28			
123		21			
124		26	***************************************	***************************************	
$\frac{125}{126}$		23 41			
127		20			
128		43			
129		23			
130		39			
131		15 36			
132 133		36 16			
134		43			
135		26			
136		40			
137 138		31 41			
138		39			
140		47			
141		40			
142		80			
143 144		67 115			
145		117			
146		166			
147		180			
148		191			
149		198			
150 151		135 92			
151		92 81			
153		54			
154		29			
155		6			
156 157		13			
157		11			
101					
計		6,808	130	512	491

学校栄養職員給料表 (2015年) (20

(中学校	、小学村	交等に勤	 動務する	学校第	養職員	に適月	∄)					
粉号給	1級	2級	3級	4級	5級		粉号給	1級	2級	3級	4級	5級
1						1	57					
2							58					
3							59					
4							60					
5							61					
6							62					
7							63					
8							64					
9							65					
10							66					
11							67					
12							68					
13							69					
14 15							70 71					
16							72					
17							73					
18							73					
19							74 75					
20							76					
21					<b></b>	1	77				<b></b>	ļ
22							78					
23							79					
24							80					
25							81					
26							82					
27							83					
28							84					
29							85					
30							86					
31							87					
32							88					
33							89					
34							90					
35							91					
36							92					
37							93					
38							94					
39 40							95 96					
40					<del> </del>	1	96 97					ļ
41							98					
43							99					
44							100					
45					<b>†</b>	1	101		l			ļ
46							102					
47							103					
48							104					
49						1	105					
50							106					
51							107					
52							108					<u> </u>
53							109					
54							110					
55							111					
56	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	L	<u></u>	]	112					ļ
							113				ļ	
							計					
											合 計	I

# 特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して 遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号給	
1	
2	
1 2 3 4 5 6 7	1
4	
5	1
6	
7	
計	2

(注)学校栄養職員給料表の適用者は0であるため、すべて空欄となっている。(第6表において同じ。)

行政職給料表(企業庁)

	枓表(企業	庁)					ı	1	ı	1
粉号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4 5		***************************************								
5 C										
6 7										
8										
8 9										
10										
11		1								
12										
13		2								
14 15		1								
16										
16 17	1	2								
18			2							
19			1							
20			1							
21										
22 23			2							
23 24			2							
25		5								
26		1	2							
27		1	1							
28 29			1							
29	1	1						1		
30			0							
31			3				1			
32 33	3		1				1	1		
34	0		1					1		
35										
36			1	1						
37	1									
38							1			
39										
40			1				1			
42			1				1			
43			3	1						
44				1						
45										
46			1	2						
47				1			1			
48 49			1	3		***************************************				
50			1	3 1						
51			2	1						
52										
53				3			1			
54				1						
55 50			1	1						
56 57				1 4	1	1 3				
58				4		2				
59			1		1	1				
60				1		1				
61			***************************************	1 2		1				
62				2						
63				4	1	1				
64	L	<u> </u>	<u> </u>		2	2	<u> </u>	<u> </u>	L	l

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給 65	1/100	=100	3/124	2	2	2	1,124		0.100	10/10/
66				1	1	1				
67					1	1				
68 69				3	1	4				
70				5	1	1				
71					4					
72 73					1					
73 74				1						
75				2	3	2				
76					2					
77 78					$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$	1				
79					5	1				
80					1					
81					1	1				
82 83					1 5					
84					0					
84 85		•			4			•		
86					2					
87 88					1 1					
89					2					
90										
91 92					3					
93					10					
94										
95										
96 97										
98										
99										
100	***************************************									
101 102										
103										
104 105										
105 106										
107										
108										
109										
110 111										
112										
113										
114 115										
116										
116 117			•							*
118										
119 120										
121										
122										
123										
$\frac{124}{125}$										
特										
計	6	14	25	39	60	25	6	2	Λ =1	
									合計	177

行政職給料表 (病院事業庁)

行政職給	枓表 (病院	事業庁)								
粉	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
<u>4</u> 5			***************************************							***************************************
6										
7										
8 9										~~~~
9										
10 11										
12										
13		1								
14		1								
15										
16 17		1								
18		1								
19										
20										
21										
22 23		1	1							
23 24		1	1							
25	1									~~~~~
26										
27			1							
28 29										
30	1	1	2							
31		1	2							
32				1						
33	***************************************		1	***************************************	***************************************	***************************************	•••••		***************************************	***************************************
34							1	_		
35 36			1					1		
37		1	1							
38		1	1							
39										
40			1							
41 42										
43										
44				1						
45										
46										
47 48										
49	1			***************************************	***************************************	***************************************	***************************************	***************************************		
50	1					1				
51										
52				1						
53 54	1			1						
54 55										
56										
57				***************************************	1	1 2				
58						2				
59										
60 61				2		1				
62				4						
63	1			1						
64	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	<b>.</b>	<b></b>	<u> </u>	<u> </u>

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				1						
66					1					
67 68					1					
68 69				1	1 1					} 
70				±	1					
71					1					
72 73					1					
73					1					
74 75				2						
76				2						
77								***************************************		
78				1						
79										
80		•								
81					1					
82 83					1					
84					-					
84 85	••••••	•••••	1		1		***************************************	•		
86										
87										
88 89										
90										
91										
92					1					
93					1					
94										
95										
96 97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104 105										
106										
107										
108										
109										
110										
111 112										
113										
114										
115										
116 117										
117										
118 119										
119										
120 121										
122										
123										
124										ļ
125										
特計	5	7	10	12	13	5	1	1		
р	υ	1	10	12	19	υ	1	1	合計	54

医療職給料表(一)(病院事業庁)

医療職績	合料表(	一) (病	院事業庁)	
~ 級	1級	2級	3級	4級
号給 1			- 1,5	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12		1		
13				
14				
15				
16				
17	2			
18				
19				1
20				
21	3			
$\frac{1}{22}$				
23				
24				
25	2			
26	_			
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34		1		
35		1		
36		1		
37				
38				
39				
40	ļ	ļ		ļ
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47		1		
48	<b>.</b>	<b>.</b>	<b>.</b>	<b>.</b>

級	1級	2級	3級	4級
号給 10	.,,,	.,,,	- 1,5	
49		_		1
50		1		
51				
52				1
53				_
54				1
55				_
56				1
57				
58 50				
59				
60				
61				
62				
63 64				
65 66				
67				
68				
69				
70				
70				
72				
73				
74				
7 <del>5</del>				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
I	_	~		_
計	7	6	^ =1	5
			合 計	18

医療職給料表 (二) (病院事業庁)

号給     1級     2級     3級     4級     5級     6級       1     2     3     4     3級     4級     5級     6級       5     6     7     8     8     8     9     10     11     11     12     13     14     15     16     17     18     1     19     20     21     1     1     12     22     1     23     24     25     26     27     28     29     30     31     32     1     33     34     35     36     37     38     39     40     41     42     43     44     1     44     44     44     1     44     44     1     44     44     44     1     44     44     44     1     44     44     1     44     44     44     1     44     44     44     1     44     44     44     44     1     44	医療職	給料表	(_)	(病院哥	事業庁)		,
1       2         3       4         5       6         7       8         9       10         11       11         12       13         14       15         16       17         18       1         19       20         20       21         21       1         23       24         25       26         27       28         29       30         31       32         29       30         31       32         33       1         35       36         37       2       1         38       39         40       41       42         43       1       1         44       1       1         45       1       1	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
2       3       4       5       6       7       8       9       10       11       12       13       14       15       16       17       18       19       20       21     1       22     1       23       24       25     26       27     28       29     30       30     1       31     32       29     30       30     1       33     34       35     36       36     37       38     39       40     41       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1							
3       4         5       6         7       8         9       10         11       12         13       14         15       16         17       18         19       1         20       21         21       1         19       20         21       1         22       1         23       24         25       26         27       28         29       30         31       32         29       30         31       32         38       34         35       36         37       2       1         38       39         40       1         41       42       1         43       1       1         44       1       1         45       1       1							
4       5         5       6         7       8         9       10         11       12         13       14         15       16         17       18       1         19       20         21       1       1         22       1       23         24       25       6         26       27       28         29       30       31         32       1       33         34       35       36         37       2       1         38       39       40         40       41       42         43       1       1         44       1       1         45       1       1	3						
5       6         7       8         9       10         11       12         13       14         15       16         17       18       1         19       20         21       1       1         22       1       2         24       25       26         27       28       29         30       31       3         32       1       33         34       35       36         37       2       1         38       39       40         40       41       42         43       1       1         43       1       1         44       1       1         45       46       1							
7       8         9       10         11       12         13       14         15       16         17       18         19       20         21       1         23       24         25       26         27       28         29       30         31       32         33       34         35       36         37       2       1         38       39         40       41         42       4       1         43       4       1         45       4       1         45       1       1         46       1       1							
8       9         10       11         11       12         13       14         15       16         17       18       1         19       20         21       1       1         22       1       2         23       24       24         25       26       27         28       29       30       1         31       32       1         33       34       35         36       37       2       1         38       39       40         41       42       1         43       4       1         44       1       1         45       1       1         45       1       1							
9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
10       11       12       13       14       15       16       17       18       19       20       21     1       23       24       25       26       27       28       29       30     1       31     32       34     35       36     37       38     39       40     41       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1							
11       12       13       14       15       16       17       18       19       20       21     1       22     1       23       24       25       26       27       28       29       30     1       31     32       33     1       34     35       36     37       37     2     1       38     39       40     41       42     1       43     1     1       44     1     1       45     1     4       46     1     1							
12       13         14       15         16       17         18       1         19       20         21       1       1         22       1         23       24         25       26         27       28         29       30       1         33       34         35       36         37       2       1         38       39         40       41         42       1         43       1       1         44       1         45       1         46       1							
13       14         15       16         17       18       1         19       20         21       1       1         22       1       1         23       24         25       26       27         28       29       30       1         33       34       35         36       37       2       1         38       39       40       41         41       42       1       43         44       1       1       1         45       1       46       1							
14       15       16       17       18       19       20       21     1       22     1       23     24       25     26       27     28       29     30       31     32       33     34       35     36       37     2     1       38     39       40     1       41     42     1       43     1     1       45     1     1       45     1     1							
15     16       17     18       19     1       20     1       21     1       22     1       23     24       25     26       27     28       29     30       31     32       33     1       34     35       36     2       37     2       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1							
16     17       18     1       19     1       20     1       21     1       22     1       23     24       25     26       27     28       29     30       31     32       33     34       35     36       37     2     1       38     39       40     41       42     1       43     1     1       44     1     1       45     1     1       46     1     1							
17       18       19       20       21     1       22     1       23     24       25     26       27     28       29     30       31     32       33     1       34     35       36     2       37     2       38     39       40     41       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1							
18     19       20     1       21     1       22     1       23     24       25     26       27     28       29     30       31     32       33     1       34     35       36     2       37     2       38     39       40     41       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1							
19       20       21     1       22     1       23     24       25     26       27     28       29     30       31     32       33     1       34     35       36     2       37     2       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1					1		
21     1     1       22     1     1       23     24     1       25     26     27       28     29     30       30     31     32       33     34     35       36     2     1       38     39     40       41     42     1       43     1     1       45     1     1       45     1     1       46     1     1	19						
22     1       23     1       24     25       26     27       28     29       30     1       31     32       33     1       34     35       36     2       37     2       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1	20						
23       24       25       26       27       28       29       30       31       32     1       33       34       35     36       37     2       38     39       40     41       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1				1			
24       25       26       27       28       29       30     1       31     1       32     1       33     34       35     36       37     2     1       38     39       40     1     1       41     42     1       43     1     1       44     1     1       45     1     1       46     1     1			1				
25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 41 42 43 44 41 42 43 44 41 42 43 44 46							
26       27       28       29       30     1       31     32       33     1       34     35       36     2       37     2       38     39       40     41       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1							
27       28       29       30     1       31     1       32     1       33     34       35     36       37     2     1       38     39       40     41       42     1     44       43     1     1       44     1     1       45     1     1       46     1     1							
28     1       29     30       31     1       32     1       33     34       35     36       37     2     1       38     39       40     1     1       41     42     1       43     1     1       44     1     1       45     1     1       46     1     1							
29       30     1       31     1       32     1       33     1       34     35       36     2       37     38       39     40       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1							
30     31       31     32       33     34       35     36       37     38       39     40       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1							
31     32     1       33     34     35       36     37     2     1       38     39     40       41     42     1     44       43     44     1     1       45     46     1     1							1
32     1       33     1       34     35       36     2       37     38       39     40       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1							1
33       34       35       36       37       38       39       40       41       42       43       44       1       45       46       1       2       1       1       1       1       1       1       1       2       1       1       2       1       1       2       1       2       1       2       1       2       1       1       2       1       1       1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td>					1		
34       35       36       37       38       39       40       41       42       43       44       1       45       46							
35     36       37     2       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1							
36     2     1       37     2     1       38     39     40       40     1     41       42     1     1       43     1     1       44     1     1       45     1     1       46     1     1							
38       39       40       41       42       43       44       1       45       46       1       2       2       3       4       4       1       1       2       2       3       4   <	36						
39     40       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1				2	1		
40       41       42       43       44       1       45       46							
41       42       43       44       1       45       46       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       2       2       3       4 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
42     1       43     1       44     1       45     1       46     1	40			<b>.</b>			
43     1     1       44     1     1       45     1     1       46     1     1							
44     1       45     1       46     1				1	1		1
45 46 1	43			1	1		1
46   1							
				1			
48							
49 2					2		
50							
51   1							1
52	52						
53 1 1 1				1	1		1
54							
55	55		ı	i	1		
56							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57			1			
58						
59					1	
60						
61						
62						
63						
64						
65					1	
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76			<u> </u>	<b></b>		
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96			<u> </u>			
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104			<b> </b>	ļ		
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112				ļ		
113						
計		2	9	7	2	4
					合 計	24

医療職	<b>战給料</b>	表(三	)(病	院事業	庁)	
級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
1						

77 # 1	S級
7	
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 11 12	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
4 5 6 7 8 9 10 11 12	
5 6 7 8 9 10 11 12	
6 7 8 9 10 11 12	
7 8 9 10 11 12	
8 9 10 11 12	
9 10 11 12	
10 11 12	
11 12	
12	
13 2 1 1	
14	
15	
16	
17	
18	
19 1	
20 1	
21 1	
22 1 1	
$\begin{bmatrix} 23 \\ 24 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$	
25 26 2 1	
27	
28 1	
29 1 1 1	
30 1 1 1	
31 2 1 2	
32 1 1 1	
33 2 1	
34 1 3 1 1	
35 1	
36 3 1	]
37   1   2   2	
38 1 1 2	
39 3 1 1	1
40 2 1	1
41 2 3 2 1	
42 2 2	
43 1 1 2	
44         3         1           45         1         1	
46 1 1 1	
48 2	
49 1 2	1
50 1 1 2	-
51 2	
52	
53 1 3 1	
54 2	
55   1	2
56	
57 1	
58	1
59 1 1 1	
60 2 1	1
61 1 3	
62	
63 1 1 1	
64 1 2	
65 1	1
66 67 2 1	1 1
68	3
70	Э
$\begin{bmatrix} 70 \\ 71 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$	
$\begin{bmatrix} 71 \\ 72 \end{bmatrix}$	
73 1 1	
74	
75   1   1	
76 1 2	
77 2	
78   2   2	
79   1	
80 1	
81 1	
82	
83 1 1	
84	
	-

級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85 86		1			1 1	
87 88						
89		•	***************************************		***************************************	
90 91						
92 93					6	
94 95						
96 97				1		
98 99						
100 101						
102						
103 104						
105 106				1		
107 108						
109 110						
111 112						
113						
114 115						
116 117		L		l		
118 119						
120 121						
122 123						
$\frac{124}{125}$						
126						
127 128					***************************************	
129 130						
131 132						
133 134						
135 136						
137 138						
139 140						
141						
142 143						
144 145						l
146 147						
148 149						
150 151						
152 153						
154						
155 156						
157 158						
159 160		*******				
161 162						
163 164						
165 166		<b></b>				
167						
168 169						
計		28	31	46	45	16
_					合 計	166

	員給料表	支 (知事	部局等)	
級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2 3				
4				
5 6				
7				
8				
9 10				
11				
12 13				
14				
15				
16 17				
18				
19 20				
21				
22				
23 24				
25				
26 27				
28				
29				
30 31				
32				
33				
34 35				
36				
37 38				
39				
40				
41 42				
43				
44				
46				
47				
48				
50				
51 52				
53				
54				
55 56				
57				
58 59				
60				
61				
62 63				
64				
65 66				
67				
68				
69 70				
71				
72			ļ	

級		- 1-	- 1-	
号給	1級	2級	3級	4級
73				
74				
75 70				
76 77				
78				
79				
80				
81				
82 83				
83 84				
85				1
86				_
87				
88				
89				
90 91				
92				
93				·····
94				
95				
96				
97 98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				1
105 106				1
107				
108				
109				
110				1
111				
112				
113 114				
115				
116				
117				
118				
119 120				
$\frac{120}{121}$				
122				
123				
124				
125				
126 127				
127				
129				
130				
131				
132				
133			1	
134 135			1	
136				
137				
計			1	3
			合 計	4

## 再任用職員

# フルタイム勤務職員

級 給料表	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	178				178							
公安職	8				1		1	1	1	4		
研究職	3				3							
医療職 (一)	_											
医療職 (二)	7		1			6						
医療職 (三)	3				1		2					
高等学校等教育職	176	15	161									
中学校・小学校教育職	190		190									
学校栄養職員	1				1							
合計	566	-										
行政職(企業庁)	2				2							
行政職 (病院事業庁)	2				2							
医療職(一)(病院事業庁)	_							,				-
医療職 (二) (病院事業庁)		_	_		_			•				
医療職(三) (病院事業庁)	2				2							
現業職員 (知事部局等)				/								
総計	572											

# 短時間勤務職員

級 給料表	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	68				68							
公安職	22					2	16	2	2			
研究職	2			/	2							
医療職 (一)	_			/								
医療職 (二)	5					5						
医療職 (三)	_			/								
高等学校等教育職	134	11	123									
中学校・小学校教育職	452		452									
学校栄養職員	_											
合計	683											
行政職(企業庁)	1				1							
行政職 (病院事業庁)	_			/								
医療職(一) (病院事業庁)	_			/								
医療職(二) (病院事業庁)	_			/								
医療職(三) (病院事業庁)												
現業職員 (知事部局等)	_			/								
総計	684											

(注)該当人員0の級は空欄とした。

行政職給料表 (単位 人)

11以11以11以11	1112	I	1		1	ı	ı	I	I	1	(半1	业 八)
級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10	級	計
18	10											10
19	6											6
20	13											13
21	26											26
22	91											91
23	80											80
24	94											94
25	29	68										97
26	10	86										96
27	10	83										93
28	6	95										101
29	6	86										92
30		7	84									91
31	3	7	104			2						116
32	2	10	93									105
33		2	90									92
34	1	3	84	1								89
35	2	1	67									70
36		2	74		1	3	1					81
37			87	1			1					89
38			68	1								69
39	1		32	34								67
40	1	2	10	55								68
41	1		13	81								95
42			8	99								107
43			7	117								124
44	1		2	115	2							120
45			1	117	14							132
46			3	94	72							169
47	1		4	54	129							188
48	1		1	37	192	1			1			233
49			7	45	164	3						219
50		1	6	44	162	16						229
51			4	39	146	23	1					213
52			1	15	147	54						217
53			2	18	104	37	4	1				166
54			1	21	56	109	12					199
55			4	5	71	113	16	5				214
56				10	61	97	24	5				197
57	1			6	22	90	20	10	2			151
58			1	11	20	81	28	10	8			159
59			1	10	21	77	20	6	7			142
60								ļ			1	1
61~				1								1
計	396	453	859	1,031	1, 384	706	127	37	18		1	5,012

# 公安職給料表

公女 <sup>眼和</sup>	1	級	2	級	3 糸	及	4 級	5 級	6	i 級	7 級	8 級	9	級	計
年齢	1			////	0 //;	4	4 ///	7/32		7 /122	1 ///2	0 ///		//2	
18 19		31 24													31 24
20		2 <del>1</del> 29													29
21		22													22
22		74		1											75
23		7		66	1										73
24 25		5 2		65 73	1 2										71 77
26		4		67	5 5	∽∽				~~~~~		•••••			<del></del> 76
27				51	12	- 1									63
28				62	16										78
29				59	20		1								80
30 31		2		47 35	27 59		5 5				1				79 102
32		1		16	84	- 1	14				1				102
33		-		11	82		22	1							116
34				11	60		26	1							98
35				8	63	~~	41	1							113
36				4 5	55 54		39 50	2 3							100
37 38				о 1	54 42		50 59	10		1					112 113
39				2	28		80	11		1					121
40					30	- 1	50	14		2					96
41				1	17		59	21		1					99
42				1	8	- 1	60	22		6					97 67
43 44					4 5		48 38	10 18		5 10	2				67 73
45					4	- 1	48	39		8	1				100
46					6	~~	30	14		8	4				62
47					10		37	26		12	2				87
48					3		12	30		5	2				52
49 50					2 3		14 9	21 12		7 5	5 3				49 32
51					4		9	25		6	<u>3</u>	2	·		50
52					2		11	32		5	1	2			53
53					1	- 1	8	9		7	2	2		2	31
54							16	26		5	4				51 50
55 56						+	17 16	19 24		3	6	6	<u> </u>	2	53 55
57							16 16	24 17		$\begin{bmatrix} 4 \\ 4 \end{bmatrix}$	10 9	$\frac{1}{4}$		4	55 54
58							9	24		7	7	4		1	52
59							16	27		7	3	5		4	62
60															
61∼ ⇒⊥		201		EOC	700	$\dashv$	965	450	-	110	CC	0.0		1 0	2 042
計		201		586	709		865	459		118	66	26	<u> </u>	13	3,043

医療職給料表 (一)

研究職給料	711										 医療職給	Y <del></del> X	(-	/						
級	1	級	2	級	3 級	$\frac{1}{2}$	級	5	級	計	級	1	級	2	級	3	級	4	級	計
年齢 🔪											年齢									
18											18									
19											19									
20											20									
21											21									
22				7						7	22									
23				5						5	23									
24				3						3	24									
25				4						4	25									
26				2		+				2	26									
27				5						5	27		3							3
28				3						3	28		2							2
29				3						3	29		3							3
30				9						9	30		J							3
31				7						7	31		1		2					3
32				8						8	32		1		1					2
33				3						3	33		1		1					1
34				7						7	34				2					2
35				3						3	35		1		4					1
36				3	4					<u>3</u> 7	36		<u>l</u>							<u>-</u>
37				J							30 37									
38				1	4					4					1					1
				1	4					5	38				1					1
39					4					4	39									
40					4					4	40		1			ļ				1
41					6					6	41		1				0			1
42					7		-			7	42						3			3
43					3		1			4	43				1		1		1	3
44					10				1	11	44								_	_
45					5					6	45								1	1
46							5			5	46						2			2
47							2		1	3	47								2	2
48							10		1	11	48									
49							3		3	6	49									_
50						<b></b>	3			3	50	ļ				<b></b> -			1	1
51							3		6	9	51 50						1			1
52 50							1		7	8	52 53									
53							1		6	7	53									
54									1	1	54									
55						. <b>.</b>			7	7	55	ļ				<b> </b>	1			1
56									7	7	56				1				1	2
57									4	4	57						1			1
58									1	1	58						1		1	2
59									6	6	59						1			1
60											60									
61~											61~								4	4
計		]		73	51		30		51	205	計		12		9		11		11	43

医療職給料表 (二)

医療職給料表 (三)

医漿職稻	1712	_	.)											医漿職箱	171	× (-	<u> </u>									
級 年齢	1 翁	及:	2 級	3	級	4	級	5	級	6	級	計		級 年齢	1	級	2 級	3	級	4	級	5	級	6	級	計
18													-	18												
19														19												
20														20												
21														21				+								
22			1									1		22			3									3
23			1									1		23			2									2
24			1									1		24			2									2
25			5									5		2 <del>4</del> 25			3									3
26		~				~~~	~~~		~~~	~~~~	~~~		٠	<u>25</u>			2				~~~~		~~~			<u></u>
27			6		3							9		27			3									3
28			2		5							7		28			1		2							3
29			4											28 29			2		4							6
30			2		1 2							1 4		29 30					2							2
31	<b></b>		<u>4</u>					ļ				3	-	31			2	+	<u>2</u> 1	ļ		ļ				<u>∠</u>
31 32			۷		1									31					1							3
			1		1							1		32 33												
33 34			1		4							5 3		33 34												
			1														1				1					0
35			<u>1</u>		3		······					<u>4</u>	-	35			1 2		1		<u>I</u>					3
36 37					4		3 5					7 6		36 37					1							3
38					1 2		5					7		38												
39					4									39					3		1					4
40							1					1							J		1					4
41				•••••			4 3					3		40 41			1	+	1		2		2	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		6
42							1					1		42			1		1		3		1			4
43							6					6		43							2		1			3
44							4		1			5		44			1		3		4		2			6
45							3		2		2	7		45			1		3		2		2			4
46							<u></u>		4		2	7	-	46				+	1		3		2			6
47							J		3		3	6		47					1		1		3		1	6
48									5		2	7		48					1		1		2		2	5
49									3		3	6		49							1		3		۵	3
50									1		5 5	6		50									2		1	3
51		+	•••••						<del></del>		<u>5</u>	5	ŀ	51				+			1				3	4
52							1				3	4		52							3		1		2	6
53							1				9	9		53							J		1		٦	U
54									1		9 5	6		54			1				1		3		2	7
55									1		5	5		5 <del>4</del> 55			1				1		2		4	6
56											3	3	ŀ	<u>55</u>				+					3		2	5
57											4	4		57									1		2	3
58											2	2		5 <i>1</i> 58									Ţ		2	2
59											3	3		56 59							1				4	5
60											J	J		60 60							1				4	υ
61~													-	61~				+								
計		+	22		30		41		16	5	6	165	ŀ	<u> </u>			26	+	19		22		30		25	122
	1		44		JU		11		10	i 0	U	100	L	ĦI	l				13	l	44	<u> </u>	JU		40	144

中学校・小学校教育職給料表

高等学校	等教育場	戦 総	料表								_	中学校・	小字型	父教	育職給料	衣						
級	- Vo	7 0	/ca	ri de		/cr			. Jan	<b>⇒</b> 1	ſ	級	_	/at	0 /07	rl-l-	_	/et	0 /77		/crt	<b>=1</b>
年齢	1 彩	及 2	浟	符	2	浟	3 ;	汷	4 級	計		年齢	1	級	2 級	特	2	浟	3 級	4	級	計
18		$\top$									ŀ	18										
												19										
19																						
20											I	20										
21												21										
22	1		14							15		22			133							133
23	1		26							27		23			152							152
24	2		37							39		24			235							235
25	1		31							32		25			231							231
						•••••								• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	243		••••					243
26	2		30							32		26										
27	3		48							51		27			256							256
28			40							40		28			235							235
29	4		62							66		29			236							236
30	2		65							67		30			216							216
31	9		66							75	ı	31			218							218
32	2		72							74		32			216							216
33	7		57							64		33			171							171
										1					159							
34	8		71							79		34										159
35	5		43							48		35			138							138
36	3		60							63		36			173							173
37	3		55							58		37			161			1				162
38	10		62							72		38			166							166
39	2		60			1				63		39			163			1				164
40	1		80			•				81		40			152			1				153
			65							66	ł	41			174			4				178
41	1									1												
42	1		85							86		42			152			8				160
43			97							97		43			127			4				131
44	1		102			1				104		44			137			9				146
45	3		107			1				111		45			158			9				167
46	2		90					Ĺ		93		46			127			9	3			139
47	3		112			1				116		47			164		1	5	9			188
48	1		101			3	1	5		110		48			152			4	16			182
49			91					3		99		49			172			1	36			219
	1					1																
50	1		92			2		)		100	ļ	50			162			9	46			217
51			99			1	1		1	112		51			188			6	56			250
52	1		107				12	2		120		52			198			5	83		8	294
53	1		110			2	1	7	1	121		53			152			4	70		14	240
54			123			2	9	)	6	140		54			150			4	53		32	239
55	1		140			2	Ç	)	11	163		55			194			2	47		60	303
56	<del>.</del>		124			. <del></del> 1		 )	13	147		56			201			6	32		72	311
57	1		173			2		7	12	195		57			181			2	25		83	291
	1					4																
58			141					7	15	163		58			182			3	17		112	314
59			121			1	10	)	11	143		59			183			3	19		110	315
60												60								L		
61~		$\perp$		L								61~				L						
計	84		3, 059		2	21	98	3	70	3, 332	Ī	計			6, 808		13	0	512		491	7, 941
			,	•						. ,												

学校栄養職員給料表

特定任期付職員

7 1001120		ν.,,,,											職員	
級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	計		年齢	
年齢												ļ		
18													18	
19													19	
20													20	
21												ĺ	21	
22													22	
23													23	
24													24	
25													25	
26												ł	26	
27													27	
28													28	
29													29	
30												ŀ	30	
31													31	
32													32	
33													33	
34													34	
35													35	
36													36	
37													37	1
38													38	
39													39	
40													40	
41												ľ	41	
42													42	
43													43	
44													44	
45													45	
46	<b></b> -				·							ł	46	
47													47	
48													48	
49													49	
50	ļ											-	50	
51													51	
52													52	
53													53	
54													54	
55													55	
56													56	
57													57	
58													58	
59													59	
60													60	
61~	ļ				·							ľ	61~	1
計												ľ	計	2
НІ	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>							l	нΙ	

合 計

年	齢	人員
1		41
1		30
2		42
2		48
2		325
2		340
2		445
2		449
2		451
2		483
2		469
2		487
3		468
3		527
3		521
3		452
3		437
3		379
3		434
3		432
3		433
		424 406
$\frac{4}{4}$		454
4		465
4		435
4		465
4		528
<del>-</del> -4		483
4		596
4		600
4		601
5		591
<u>-</u> 5	~~~~	644
5		702
5		574
5		643
5		752
5		727
5		703
5		695
5		677
6		1
6		6
計		19, 865
		<u> </u>

## 行政職給料表(企業庁)

行政職約	1件衣	(11	未月	)											
級年齢	1	級	2	級	3 級	4	級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 ส์	及	計
18															
19															
20															
21															
22		1													1
23		2													2
24		3													3
25				3		ļ									3
26				2											2
27				1											1
28				3											3
29				4	9										4
30	<b></b>			1	2	<del> </del>									3
32					4										4
33					3										3
34					1										1
35					2										2
36					2										2
37					4										4
38					3										3
39					1		1								2
40						ļ	2								2
41					1		7								8
42							3								3
43							9								9
44							7								7
45							6								6
46							4	5							9
47								7							7
48 49								6 11							6 11
50								8	1						9
51	<b></b>					<del> </del>			1				<b></b>		6
52								5 7	1						7
53									6	1					10
54								3	3						6
55	L					1		3 3 1	2	1					4
56						[		2	4	2					8
57								1	4						5
58								1	3	1	1				6
59									1	1	1				3
60						ļ				ļ					
61~	<u> </u>					<del>                                     </del>				_	_			-	
計		6		14	25		39	60	25	6	2				177

行政職給料表 (病院事業庁)

医療職給料表(一)(病院事業庁)

行政職結構	111 (	7/1/7053	未八	1					1	1			_ [	<b>医</b> 療 職 稲 和	件衣 (	<u>一)</u>	(7/);	1)元争	*天/	1 /	
級	1級	2 級	3 級	4 4	级 5	5 級	6級	7級	8級	9級	10 級	計		級	1 級	2 糸	及 5	3 級	4	級	計
年齢	1 ///	2 ///	U ///	<b>T</b>	,, ,	7 /1/2	0 ///	1 /1/2	0 ///	0 ///	10 ///	н	召	年齢	1 /1/2	2 //2	`\`	7 /1/2	_	///	НI
18														18							
19														19							
20														20							
21	***************************************			1					1				ľ	21							
22	2											2		22							
23	_													23							
24														24							
25									·				-	25					<b></b>		
26		2										2		26							
27	1	1										2		27	1						1
28	1											1		28	2						2
29		1										1		29	2						2
30		1										1		30	2						2
31	•••••		1	-			•••••					1		31	•••••	1	1	•••••	1		1
32	1	1	^									2		32							•
33	1	1	1									2		33							
33 34		1	1											აა ი 4							
34			2									2		34							
35			3									3	-	35					ļ		
36			1									1		36		1					1
37			1									1		37							
38														38		1					1
39														39							
40														40		1					1
41					)				1			2	ŀ	41					·		
42					2							2		42		1					1
												1				1					
43												1		43		1					1
44					2							2		44							
45					<u>.</u>				ļ			1		45					ļ		
46				2	2							2		46							
47														47						1	1
48			1			2						3		48							
49						2						2		49							
50				1	<u> </u>	1						2		50						1	1
51					<b>.</b>			·····	·	<b> </b>		1	-	51					†		
52					`	3						3		52							
						3 2															
53						2	_					2		53							_
54							2	1				3		54						1	1
55		ļ	<b>_</b>					ļ	ļ	ļ	<b> </b>		-	55		ļ			ļ	1	1
56							2					2		56							
57						1	1		1			3		57							
58						1						1		58							
59						1						1		59							
60						-								60							
61~								·		<del> </del>			<u> </u>	61~					<del> </del>	1	1
			1.0	1.0	+	10		-	-1			F 4	F		-	-	+		<del>                                     </del>		
計	5	7	10	12	<u> </u>	13	5	1	1		<u> </u>	54	L	計	7	6			Ц	5	18

医療職給料表 (二) (病院事業庁)

医療職給料表 (三) (病院事業庁)

医猴職稻科	71	( –	<u> </u>	()	ולין נא	は争う	₹/J	,	_					医漿職稻	<b>1</b> 117	文 (	<u>二/</u>	(;	<b>内</b> 院-	<b>尹</b> 未	€/ J	,					
級 年齢	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	計	級 年齢	1	級	2	級	3 希	及 .	4	級	5	級	6	級	計
18														18													
19														19													
20														20													
					~~~~																						
21														21				1									1
22														22				1									1
23														23													
24														24													
25									ļ					25				1									1
26				2									2	26				1									1
27														27				3									3
28														28			!	5									5
29														29				1	1								2
30									<u> </u>					30				1									1
31														31				1	2	: [							3
32														32													
33						1							1	33				1	1								2
34						2							2	34				1	3			1					5
35						1							1	35				_	2			_					2
36						2							2	36					3			2					<u>-</u> 5
37						۵							2	37				1	1			2					4
38						3							3	38				1	3			2					6
39						3		1										1						1			
								1					1	39			١.	0	4			4		1			9
40								1					1	40				2	1			4		1			8
41														41					2			4		_			6
42								1					1	42								3		2			5
43								2					2	43				1	1			3		3			8
44								1					1	44				1	2			3		2			8
45								1	ļ				1	45				3	2			2		1			8
46														46					1			2		1		1	5
47														47								1		3			4
48										1		1	2	48					1			2		5			8
49														49			:	2				2		2			6
50												1	1	50				1				1		4			6
51									ļ					51						7		1		4		2	7
52										1		1	2	52										1		2	3
53										-		-	_	53										1		2	3
54												1	1	54										3		4	7
54 55												T	1	54 55								3					
							<b></b>		ļ						ļ							~~~		$\frac{1}{3}$		1	5
56 57														56 57								1				1	5
57 50														57 50					1					1		2	4
58 <b>5</b> 8														58 <b>5</b> 8										4		1	5
59														59								3		2			5
60					<b></b> .				<b> </b>					60			<b></b>										
61~														61~						1							
計				2		9		7		2		4	24	計			28	8	31		4	16	4	15		16	166

総		計
年	齢	人
18	3	41
19	)	30
20	)	42
21		48
22	2	329
23	3	342
24	Į.	448
25	5	453
26	3	458
27	7	490
28	3	480
29	)	496
30	)	475
31		534
32	2	527
33	3	460
34	Į.	447
35	5	387
36	;	445
37	7	441
38	3	446
39	)	436
40	)	418
41		470
42	2	477
43	3	456
44	Į.	483
45	5	544
46	3	499
47	7	608
48	3	619
49	)	620
50	)	610
51		658
52	2	717
53	3	589
54	Į.	661
55	5	762
56	3	745
57	7	715
58	3	707
59	)	687
60	)	1
61	$\sim$	7
計	•	20, 308

		1			
級	- /cm	0 /27	o Jan	. Jan	<b>⇒</b> 1
	1 級	2 級	3 級	4 級	計
年齢					
18					
19					
I .					
20					
21					
22					
I .					
23					
24					
I .					
25					
~~~~~~~~~~~					
26					
27					
28					
29					
30					
		ļ			
31					
32					
33					
34					
35		l			
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50		ļ	<b>.</b>		
51					
52					
53					
54					
55					
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~				3	3
56				ა	ა
57					
58					
			-		, ,
59			1		1
60					
61~					
			1	0	А
計			1	3	4

# 再任用職員

# フルタイム勤務職員

年齢	計	60	61	62	63	64
給料表	н					
行政職	178	48	53	35	24	18
公安職	8	6	1			1
研究職	3	1		1	1	
医療職 (一)	_					
医療職 (二)	7	1	2	3	1	
医療職 (三)	3	2				1
高等学校等教育職	176	60	37	34	26	19
中学校・小学校教育職	190	75	45	40	15	15
学校栄養職員	1			1		
合計	566	193	138	114	67	54
行政職(企業庁)	2	2				
行政職 (病院事業庁)	2		1		1	
医療職(一)(病院事業庁)	_					
医療職 (二) (病院事業庁)	_					
医療職 (三) (病院事業庁)	2	1		1		
現業職員 (知事部局等)	_					
総計	572	196	139	115	68	54

## 短時間勤務職員

年齢 給料表	計	60	61	62	63	64
行政職	68	12	14	14	12	16
公安職	22	4	7	3	3	5
研究職	2	1			1	
医療職(一)	_					
医療職(二)	5		1		1	3
医療職 (三)	_					
高等学校等教育職	134	22	26	30	25	31
中学校・小学校教育職	452	111	115	102	78	46
学校栄養職員	_					
合計	683	150	163	149	120	101
行政職 (企業庁)	1					1
行政職 (病院事業庁)	_					
医療職(一) (病院事業庁)	_					
医療職(二) (病院事業庁)	_					
医療職(三) (病院事業庁)	_	-				
現業職員(知事部局等)	_					
総計	684	150	163	149	120	102

(注)該当人員0の年齢は空欄とした。

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

			学歴別職員数			(単位 人)
給料表	学歴級	大 学	短 大	高 校	中学	計
行	1	272	39	85		396
	2	402	23	28		453
	3	677	75	106	1	859
	4	579	143	307	2	1,031
	5	943	93	344	4	1,384
政	6	460	38	208		706
	7	115	5	7		127
	8	35	1	1		37
	9	15	1	2		18
	10	1			_	1
職	計	3, 499	418	1, 088	7	5, 012
公	1	49	5	146	1	201
	2	407	26	153		586
	3	477	53	179	1	709
	4	564	53	247	1	865
安	5	254	13	192		459
	6	70	5	43		118
	7	24	0	42		66
	8	8	2	16		26
TILLI.	9	2	155	11		13
研研	計	1, 855	157	1, 029	2	3, 043
47Т	1	79				72
	2	73				73
究	3 4	51	1			51
		29	1			30
mt/h:	5 ∌⊥	48	3			51
職医	計 1	201 12	4	_	_	205 12
	2	9				9
療	3	11				11
職	4	11				11
(—)	計	43	_	_	_	43
医	1	40				
,	2	20	2			22
	3	28	2			30
療	4	34	7			41
	5	11	5			16
職	6	42	14			56
( <u></u> _)	計	135	30	_	_	165
医	1					_
	2	15	11			26
vete:	3	9	10			19
療	4	2	20			22
	5	5	24	1		30
職	6	13	12			25
(三)	計	44	77	1	<u>-</u> I	122
高	1	76	6	2	$\Box$	84
校	2	2, 974	57	28		3, 059
等教	特2	21				21
教	3	98				98
育職	4	69	1			70
相以	計	3, 238	64	30		3, 332
中	1					
小	2	6, 458	350			6, 808
校	特2	129	1			130
教 育	3	507	5			512
職	4	488	3			491
	計	7, 582	359			7, 941
学	1					
校	2					
栄	3					_
養職	4					_
損	5 ⇒ı					
	計		_			
特定任期合	朝付職員 ⇒L	16 500	1 100	0.140		10.065
	計	16, 599	1, 109	2, 148	9	19, 865

	_	学歴	T 554	<i>F</i>	÷ 4×	H 24	÷1
給料表	\	級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
***************************************		1	4		1	1	6
	企	2	12		2		14
		3	19		6		25
		4	16	4	19		39
行		5	44	2	14		60
	業	6	13	2	10		25
		7	6				6
		8	2				2
		9					_
	庁	10					
政		計	116	8	52	1	177
		1	4	1			5
		2	5	1	1		7
		3	10				10
		4	6	1	5		12
	病	5	6	2	5		13
職		6	3	1	1		5
		7			1		1
		8	1				1
		9					
		10					
	院	計	35	6	13		54
医		1	7				7
療		2	6				6
		3					_
職		4	5				5
()	事	計	18	_	_	_	18
医		1					
		2	2				2
療		3	4	5			9
		4	3	4			7
職	業	5	1	1			2
		6	4				4
( <u></u> )		計	14	10			24
医		1					_
		2	7	21			28
療	庁	3	7	24			31
Tarri/		4	3	41	2		46
職		5	4	39	2		45
(-)		6	2:	15	1		16
(三)	<u> </u>	計	21	140	5		166
	1. 1	4					
現	知	1					
業	事如	2			•		
業職員	部局	3			1	•	1
員	等	4 ⇒ı.			2	1	3
	'	計			3	1	4
総		計	16, 803	1, 273	2, 221	11	20, 308
/P/CN		ΠĪ	10,000	1,413	۷, ۷۷1	11	۵٥, ۵۵٥

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

## 第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶養親族のある職員			以外の扶養親族
1 人	2,906 人	1,195 人	1,491 人	220 人
2 人	3, 072	1, 189	2, 956	162
3 人	2, 045	1,540	2, 032	78
4 人	503	429	503	47
5 人	61	58	61	12
6人以上	11	9	11	1
計	8, 598	4, 420	7, 054	520

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。 (その2及びその3において同じ。)
  - 2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。 (その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

## その2 扶養親族数

		区							分				扶	養	親	族	数	
扶	養	親	族		で	あ		る	配	保	禺	者		4, 420	)人			
配	偶 者	以	外	の	扶	養	親	族	2	人	ま	で		11, 90	5 人			
そ	Ø		他	(	か	扶	ŧ	養		親		族		1, 24	5 人			
					割									17, 572	2 人			

その3 扶養手当の状況

項目給料表	手当受給者数	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額	平均扶養親族数
行 政 職	2, 335 人	21,060 円	2.0 人
公 安 職	1, 782	21, 503	2.3
研 究 職	96	21, 917	2. 1
医療職(一)	21	23, 429	2. 4
医療職 (二)	52	19, 163	1.8
医療職(三)	34	20, 426	2.0
高校等教育職	1, 534	20, 250	2. 0
中小校教育職	2,744	20, 232	2.0
学校栄養職員	_		_
特 定 任 期 付 職 員	_	_	_
平均(計)	8, 598	20, 744	2. 0

第9表 住居手当の状況

区分給料表	手 当 受 給 者 数	うち配偶者の居 住 す る 借 家 · 借 間	家 賃 等 の 平 均 負 担 額	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 手 当 月 額	うち配偶者の居 住 す る 借 家 · 借 間
行 政 職	961 人	_	53,864 円	24, 963 円	_
公 安 職	1, 059	_	35, 256	16, 420	_
研 究 職	70	_	53, 739	24, 861	_
医療職(一)	21		52, 284	20, 790	-
医療職(二)	35		54, 177	26, 049	-
医療職(三)	22	-	51, 893	24, 477	-
高等学校等教育職	800		53, 401	24, 857	-
中学校・小学校教育職	1, 663		55, 036	25, 815	-
学 校 栄 養 職 員	_	_	_	_	_
特定任期付職員	_	_	_	_	_
콺	4, 631	_	50, 391	23, 283	_

第10表 通勤手当の状況

				交	通	機	関	利	用	者	交	通	用:	具	使	用	者	併		F	用		者			計		交:	通機	関系	用者
	区	3	分	人		員	1 .	人当	を 給 自 た 月	ŋ,	人		員	1	人	受 給 当 た 月	ŋ	人		員	1 人	と当	給者 たり 割額	人	員	手当受 1人当 手 当 〕					た り 担 額
	行	政	職	1	, 178	3 人		14,	396	円	2,	, 568	人		10,	, 048	円		373	人	2	26, 74	12 円	4, 11	9 人	12, 8	03 円			16,	487 円
	公	安	職		118	3		14,	978		2,	, 105			8,	, 907			41		4	23, 60	)2	2, 26	4	9, 4	89			16,	305
給	研	究	職		19	)		18,	352			145			10,	, 910			15		4	42, 91	18	17	9	14, 3	82			28,	213
	医療具	職 (-	<b>—</b> )		4	2		17,	087			21			7,	, 114			5		4	49, 98	38	2	8	15, 4	83			39,	031
	医療具	職 ( .	)		12	2		19,	869			118			10,	, 894			13		Š	36, 00	)8	14	3	13, 9	30			26,	746
料	医療具	職()	三)		7	7		13,	673			101			10,	, 065			2		3	37, 90	52	11	0	10, 8	02			18,	493
	高校等	等教	育職		104	1		18,	301		2,	, 845			9,	, 592			94		9	39, 04	17	3, 04	3	10, 7	99			27,	023
	中小村	校教	育職		69	)		15,	394		7,	, 269	,		7,	, 058			71		Ś	32, 36	69	7, 40	9	7, 3	78			21,	948
表	学校的	栄養リ	職員		_			_	-			_			-	_			-			-		-		_				_	
	特 任 期	付單	定韻		_			_	-			1			3,	, 000			-			-			1	3, 0	00			_	
		計		1	, 509	)		14,	850		15,	, 173			8,	, 382			614		2	29, 88	34	17, 29	6	9, 7	10			18,	208
平	均利	用呂	巨離		23	3. 8	km					13	. 0	km					42.	3 k	KM			1	5.0	km			/	/	<i></i>
平均	匀通勤	所要	時間		48	3. 2	分					27	. 7	分					60.	6 3	分			3	0. 7	分			/	/	

<sup>(</sup>注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。

<sup>2 「</sup>交通機関利用者1人当たり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。

<sup>3</sup> 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。

# Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和2年 職種別民間給与実態調査に基づいて作成したもの である。

## 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

#### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査の内容等

(1)調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

#### (2)調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1) ①及び②に関する調査:6月29日(月)~7月31日(金)
- ・ (1) ③及び④に関する調査:8月17日(月)~9月30日(水)

#### 3 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

## 4 調査の範囲等

(1)調查対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 750 事業所 なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境を鑑み、病院は調査 対象から除外した。

(2)調查対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 32 職種、合計 54 職種

## 5 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から161 事業所を層化無作為抽出法により抽出した。

調査完了事業所数は、第11表のとおりである。

(2)従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した 従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

## (3)調査実人員

5,931 人 (うち初任給関係職種 310 人) であるが、行政職に相当する調査実人員は、5,724 人 (うち初任給関係職種 309 人) である。なお、調査職種該当者 (母集団) の推定数は 62,238 人であり、うち行政職に相当するものは 61,153 人である。

## 5 集 計

- (1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- (2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに 依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

企業規模産業		規模計	500 人 以 上	100 人 以 上500 人 未 満	100 人 未 満
産業	計	142	57	62	23
農業,林業、漁業、鉱業,採石砂利採取業、建設		5	1	3	1
製 造	業	83	33	37	13
電気・ガス・熱供給・水道情報通信業、運輸業、郵信			6	10	2
卸 売 業 , 小 売	業	4	2	1	1
金融業,保険業不動産業,物品賃貸		5	4	1	_
教育、学習支援業医療、福祉、サービス		27	11	10	6

- (注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が17所あった。
  - 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人 以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、 「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。 (以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

	職	種	学		歴	規模	計	500	人以	上	100 500	人	上清	100	人	未	満
							円			円			円				円
			大	学	卒	208,	832		209, 76	1		203,	971		21	11, 37	5
事	新卒事務員・	・技術者計 {	短	大	卒	177,	691		174, 32	1	*	180,	833				X
務			高	校	卒	167,	013		167, 13	7		167,	247		16	65, 250	0
			大	学	卒	209,	916		210, 25	7		205,	631				X
技	新 卒 事	務員	短	大	卒	<b>※</b> 170,	000	*	170, 00	0		_			-	_	
術			高	校	卒	166,	327		165, 62	5		170,	254	*	16	53, 33	3
関		ſ	大	学	卒	204,	706		205, 52	5		202,	914	*	21	10, 16	7
係	新 卒 技	   術 者	短	大	卒	<b>※</b> 183,	361	*	182, 07	0	*	180,	833				X
			高	校	卒	167,	781		169, 41	6		165,	696	*	17	71, 000	0
そ																	
の	新卒高等	学校 教諭	大	学	卒	_			_			_			-	_	
他																	

- (注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。
  - 2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
  - 3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者 にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、 採用のある事業所について平均したものである。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

## その1 公民給与比較の職種

## (1) 規模計

							令和2年4		た給額	
				調	查	平均				
職	種		名				きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
				実力	員	年齢	する給与(A)	外手当		
								(B)		
					人	歳	円	円	円	
	支店長				10	48. 1	658, 998	29	658, 969	
事	大	学	卒		4	45. 2	669, 393	_	669, 393	構成員50人以上の
	短	大	卒		-	_	_	_	_	支店(社)の長(取 締役兼任者を除
	高	校	卒		6	50. 1	651, 791	48	651, 743	
務	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	工場長				6	55. 9	740, 913	_	740, 913	
.	大	学	卒		3	56. 9	752, 852	_	752, 852	構成員50人以上の
	短	大	卒		1	X	X	$\mathbf{X}$	X	工場の長(取締役兼
	高	校	卒		2	51.4	680, 025	_	680, 025	任者を除く。)
技	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務部	長			127	53. 3	700, 661	1, 996	698, 665	2課以上若しくは構成
	大	学	卒		96	53. 5	715, 367	1, 359	714, 008	員20人以上の部の長 または職能資格等が当
術	短	大	卒		10	50.4	592, 674	996	591, 678	該部の長と同等と認め られる部の長及び部長
	高	校	卒		21	53. 7	678, 931	5, 634	673, 297	級専門職(取締役兼任
BB	中	学	卒		_	_	_	_	_	者を除く。)
関	技術部	長			127	51.6	677, 341	1,093	676, 248	
	大	学	卒		80	51.8	699, 527	1,637	697, 890	
係	短	大	卒		20	49. 9	631, 618	_	631, 618	同 上
	高	校	卒		26	52. 2	637, 499	55	637, 444	
	中	学	卒		1	X	X	X	X	
職	事務部	次長			46	52.8	604, 907	2, 228	602, 679	上記部長に事故等のあ
	大	学	卒		30	51.8	619, 661	1, 878	617, 783	るときの職務代行者、 職能資格等が上記部の
	短	大	卒		4	52. 9	531, 886	_	531, 886	次長と同等と認められ る部の次長及び部次長
種	高	校	卒		12	55. 4	587, 849	3, 661	584, 188	級専門職または中間職 (部長ー課長間)
	中	学	卒		_	_	_	_	_	(部女一硃女則)

<sup>(</sup>注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

<sup>2 「</sup>中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

							^ T- 0 F	4 D A 35 15 ±	- 4∧ #st	
							令和2年4	4月分平均支	· 紿額	
				調	查	平均	r			
墹	種		名				きまって支給	うち時間	(V) - (B)	備考
				実	人員	年齢	する給与(A)	外手当		
								(B)		
					人	歳	円	円	円	
	技術部	次長			69	51. 9	592, 874	674	592, 200	
事	大	学	卒		43	51.7	601, 379	745	600, 634	
	短	大	卒		8	52. 4	585, 964	_	585, 964	前記事務部次長の 備考欄参照
	高	校	卒		18	52. 4	572, 061	762	571, 299	加持侧多思
務	中	学	卒		_	_	_	_	_	
477	事務課	<del></del>			247	49. 2	603, 324	12, 556	590, 768	
	大	学	卒		173	48. 1	611, 379	14, 275	597, 104	2係以上若しくは構成 員10人以上の課の長
	短	大	卒		10	47. 6	515, 056	316	514, 740	または職能資格等が当該課の長と同等と認め
·	高	校	卒		61	52. 5	595, 904	7, 251	588, 653	られる課の長及び課長
	中	学	卒		3	53. 3	502, 139	97, 716	404, 423	級専門職
	技術課	<u>·</u> 長	<u> </u>		316	47. 5	575, 264	10, 077	565, 187	
技	大	学	卒		190	46.8	591, 151	10, 765	580, 386	
	短	大	卒		34	47.8	553, 332	4, 975	548, 357	同 上
	高	校	· 卒		90	49. 6	537, 304	10, 374	526, 930	
	中	学	卒		2	49. 6	538, 621	_	538, 621	
術	事務課	 長代	 理		157	49. 9	497, 255	49, 577	447, 678	上記課長に事故等のあると
	大	学	卒		99	48. 9	501, 092	57, 451	443, 641	きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者
	短	大	卒		22	50. 6	478, 387	44, 201	•	を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、
関	高	校	卒		35	51. 9	495, 037	33, 751	•	職能資格等がこれらの者と 同等と認められる課長代理
	中	学	卒		1	X	X	X	X	及び課長代理級専門職また は中間職 (課長-係長間)
	技術課	-			65	43. 5	522, 978	11, 216	511, 762	
係	大	学	卒		41	42. 1	521, 375	6, 631	514, 744	
が	短	大	卒		6	46. 7	532, 768	42, 171	490, 597	同上
	高	校	· 卒		17	47. 6	525, 373	20, 131	505, 242	
	中	学	· 卒		1	X	X	X	X	
職	事務係		•		401	48. 1	471, 197	63, 864	407, 333	
	大	学	卒		177	45. 5	451, 962	58, 747	393, 215	
	短	大	· 卒		36	48. 1	431, 594	62, 335	369, 259	係の長及び係長級
種	高	校	· 卒		187	50. 1	491, 800	68, 070	423, 730	専門職
	中	学	· 卒		1	X	X	X	X	
	<u>'</u>	-	'	ļ	-		-11	-11		

<sup>(</sup>注) 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格 または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。 (以下(2)から(4)において同じ。)

						令和2年4	4月分平均支	<b>E</b> 給額	
				調査	平均				
聪	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
				人	歳	円	円	円	
	技術係	長		410	47. 7	495, 531	66, 035	429, 496	
事	大	学	卒	119	46. 4	474, 651	60, 369	414, 282	\ \
	短	大	卒	38	44. 4	483, 679	61, 494	422, 185	前記事務係長の 備考欄参照
	高	校	卒	244	48. 7	504, 084	68, 543	435, 541	MI 2 IMA > VIV
務	中	学	卒	9	46.8	518, 316	71, 768	446, 548	
	事務主	任		322	45. 2	422, 636	50, 602	372, 034	係長等のいる事業所におけ る主任、係長等のいない事
	大	学	卒	120	39. 9	417, 778	52, 203	365, 575	
'	短	大	卒	36	46. 4	386, 255	43, 240	343, 015	有する者、係長等のいない事業所において職能資格等
	高	校	卒	162	49. 1	434, 762	51, 460	383, 302	がこれらの者と同等と認め られる主任または中間職
技	中	学	卒	4	45. 7	374, 312	18, 759	355, 553	
	技術主	任		522	45. 3	442, 413	56, 954	385, 459	
	大	学	卒	160	40.3	440, 985	61, 530	379, 455	
術	短	大	卒	35	44.0	421, 749	37, 794	383, 955	同 上
	高	校	卒	306	47.8	442, 722	55, 349	387, 373	
ВВ	中	学	卒	21	47. 3	496, 291	80, 160	416, 131	
関	事務係	員		1, 346	39. 7	308, 052	33, 735	274, 317	
	大	学	卒	522	34. 7	316, 507	41, 697	274, 810	
係	短	大	卒	198	42. 2	291, 083	24, 670	266, 413	
	高	校	卒	617	42.6	306, 746	30, 653	276, 093	
	中	学	卒	9	47.8	314, 646	26, 620	288, 026	
職	技術係	員		1, 244	37. 6	326, 742	32, 613	294, 129	
	大	学	卒	435	31.8	322, 264	37, 124	285, 140	
	短	大	卒	148	36. 4	305, 507	24, 417	281, 090	
種	高	校	卒	653	40. 5	331, 211	31, 345	299, 866	
	中	学	卒	8	43.6	387, 241	57, 512	329, 729	

<sup>(</sup>注) 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格 または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。 (以下(2)から(4)において同じ。)

# (2) 規模500人以上

				Π			 令和 2 年 4	 1月分平均3	 攴給額	
				調	査	平均	, ,,			
ಾ	え 種		名	"		, ,	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	    備 考
	. ,—			  実 <i> </i>	人員	年齢	する給与(A)	外手当	, , , ,	, in
					,	, , , ,	, - ,,,	(B)		
					人	歳	円	円	円	
	支店長				7	47.5	695, 717	37	695, 680	
事	大	学	卒		3	44. 3	719, 300	_	719, 300	構成員50人以上の
	短	大	卒		_	_	_	_	_	支店(社)の長(取締役兼任者を除
	高	校	卒		4	49. 9	677, 738	66	677, 672	
務	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	工場長				5	56. 4	741, 916	_	741, 916	
	大	学	卒		3	56. 9	752, 852	_	752, 852	  構成員50人以上の
	短	大	卒		1	X	X	X	X	工場の長(取締役兼
•	高	校	卒		1	X	X	X	X	任者を除く。)
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務部	長			91	53. 9	742, 822	1,726	741, 096	2課以上若しくは構成
技	大	学	卒		73	54. 1	754, 348	823	753, 525	員20人以上の部の長 または職能資格等が当
	短	大	卒		5	52. 1	673, 898	650	673, 248	該部の長と同等と認め られる部の長及び部長
	高	校	卒		13	53. 2	702, 979	7, 253	695, 726	級専門職(取締役兼任
術	中	学	卒		_		_	_		者を除く。)
'''	技術部	長			85	52.0	724, 164	1, 274	722, 890	
	大	学	卒		61	51.8	727, 724	1,727	725, 997	
HH.	短	大	卒		7	52. 1	766, 641	_	766, 641	同 上
関	高	校	卒		17	53. 0	689, 175	_	689, 175	
	中	学	卒		_		_	_	_	
	事務部				30	53. 8	638, 591	524	638, 067	上記部長に事故等のあ
係	大	学	卒		21	52. 4	651, 293	394	650, 899	るときの職務代行者、職能資格等が上記部の
	短	大	卒		1	X	X	X		次長と同等と認められ る部の次長及び部次長
	高	校	卒		8	56. 5	608, 069	911	607, 158	級専門職または中間職 (部長ー課長間)
職	中	学	卒	$\vdash$	-	-	-	-	-	
	技術部				60	52. 1	601, 922	520	601, 402	
	大	学士	卒		40	51. 6	604, 412	479	603, 933	
14	短	大松	卒		6	52. 7	610, 393	061	610, 393	同上
種	高出	校	卒		14	53. 5	590, 675	861	589, 814	
	中	学	卒			_		_	_	

							△和9年/	 1月分平均5	5公客百	
				調	查	平均	11/11/2 —	E 77 27 T-802		
間	種		名	印印	且	十均	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	 
1111	(1里		<b>4</b> 1	宝	人員	年齢	さよう ( X h ) する給与 ( A )	外手当	(A) (D)	
				<del>//</del> /		中國中	y のhd 子(n)	(B)		
					人		円	円 円	円	
	事務課	長			206	49. 3	624, 864	11, 760	613, 104	
事	大	学	卒		152	48. 3	621, 949	14, 535		2係以上若しくは構成 員10人以上の課の長
	短	大	卒		7	47. 5	562, 724	417	562, 307	または職能資格等が当
	高	校	卒		45	53. 1	644, 262	4, 067	640, 195	該課の長と同等と認め られる課の長及び課長
<b>∀</b> Fr	中	学	卒		2	57. 5	601, 724	4, 400	597, 324	級専門職
務			'		240	47. 8	594, 948	9, 446	585, 502	
	大	学	卒		153	47. 1	605, 515	11, 042	594, 473	
	短	大	· 卒		28	47.8	567, 478	4, 609	562, 869	同 上
	高	校	· 卒		58	50. 6	570, 975	6, 270	564, 705	_
	中	学	· 卒		1	X	X	X	X	
	事務課		-		141	50. 2	506, 433	50, 757	455, 676	上記課長に事故等のあると
   技	大	学	卒		89	49. 5	513, 957	58, 554	•	きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者
	短	大	卒		21	50.6	483, 490	45, 251	438, 239	を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、
	高	校	卒		30	51.8	497, 603	35, 321	462, 282	職能資格等がこれらの者と 同等と認められる課長代理
41-	中	学	卒		1	X	X	X	X	及び課長代理級専門職また は中間職 (課長-係長間)
術	技術課	長代	理		59	43. 4	526, 274	10, 532	515, 742	
	大	学	卒		38	42. 1	524, 671	6, 025	518, 646	
	短	大	卒		5	45. 5	546, 624	38, 747	507, 877	同 上
関	高	校	卒		16	47.8	526, 690	20, 581	506, 109	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務係	長			272	49. 0	500, 288	65, 635	434, 653	
係	大	学	卒		108	46. 1	476, 007	57, 012	418, 995	
	短	大	卒		25	48.7	456, 953	57, 827	399, 126	係の長及び係長級 専門職
	高	校	卒		138	50.8	521, 612	72, 404	449, 208	11 1194
тыы	中	学	卒		1	X	X	X	X	
職	技術係	長			304	48. 3	508, 629	66, 984	441, 645	
	大	学	卒		65	47.8	502, 412	66, 114	436, 298	
	短	大	卒		27	45. 0	494, 275	64, 219	430, 056	同 上
種	高	校	卒		205	48. 9	511, 334	67, 648	443, 686	
	中	学	卒		7	48. 3	539, 603	63, 905	475, 698	

						令和2年4	1月分平均5	支給額	
				調置	至 平均				
稍	え 種		名			きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
				実人員	手齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
				,	人 歳	円	円	円	
	事務主	任		23	45. 5	441, 186	53, 591	387, 595	係長等のいる事業所におけ る主任、係長等のいない事
事	大	学	卒	8	39. 3	432, 699	56, 491	376, 208	業所における主任のうち課 長代理以上に直属し部下を
	短	大	卒	2	46.6	414, 555	50, 277	364, 278	有する者、係長等のいない事業所において職能資格等
務	高	校	卒	11	9 50. 1	453, 767	52, 766	401, 001	がこれらの者と同等と認められる主任または中間職
	中	学	卒		3 49.3	387, 970	3, 478	384, 492	(係長-係員間)
	技術主	任		45	45. 4	446, 949	57, 706	389, 243	
	大	学	卒	13	40. 2	446, 484	62, 244	384, 240	
技	短	大	卒	2	44. 3	429, 954	37, 950	392, 004	同 上
1	高	校	卒	27	48.0	446, 325	56, 092	390, 233	
術	中	学	卒	2	47.4	502, 473	82, 298	420, 175	
713	事務係	員		69	40. 2	315, 514	32, 695	282, 819	
関	大	学	卒	24	33. 7	325, 438	45, 206	280, 232	
123	短	大	卒	10	42.4	294, 089	23, 761	270, 328	
係	高	校	卒	33	43.6	315, 261	27, 571	287, 690	
N N	中	学	卒		5 49.6	320, 522	11, 954	308, 568	
職	技術係	員		71	9 38. 1	331, 005	31, 814	299, 191	
村以	大	学	卒	21	30.6	321, 046	37, 148	283, 898	
種	短	大	卒	5	36. 5	313, 953	23, 871	290, 082	
7里	高	校	卒	44	41. 2	335, 919	30, 112	305, 807	
	中	学	卒		6 44. 7	408, 069	63, 473	344, 596	

# (3) 規模100人以上500人未満

							会和9年/	 1月分平均3	 5 終額	
				調	查	平均	13/1H 2 T = 5	- / + / 1	~ // H HX	
暗	<b>種</b>		名	印川	뵨	T*9	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
相印	7里		<b>1</b> H	宇	人員	年齢	さよう ( X h l ) する給与 ( A )	外手当	(11) (D)	ν <del>ιιι</del>
					、只	그-메1	ク .ヘルロユ(V)	(B)		
					人	歳	 円	円	円	
	支店長				3	50. 0	538, 161	_ 1 1	538, 161	
事	大力大	学	卒		1	X	X	X		構成員50人以上の
	短	大	卒		_	_		_	_	支店(社)の長(取
	高	校	卒		2	50. 5	579, 117	_	579, 117	締役兼任者を除 く。)
₹⁄~	中	学	· 卒		_	_	-	_	-	
務			1		1	X	X	X	X	
	大	学	卒		_	_	_	_	_	
	短	大	卒			_	_	_	_	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼
•	高	校	卒		1	X	X	X	X	任者を除く。)
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務部	長			30	51. 2	576, 015	3, 497	572, 518	2課以上若しくは構成
技	大	学	卒		19	50.8	577, 749	4, 184	573, 565	員20人以上の部の長 または職能資格等が当
	短	大	卒		4	48. 1	496, 277	1,808	494, 469	該部の長と同等と認め
	高	校	卒		7	54. 6	622, 534	2, 369	620, 165	られる部の長及び部長 級専門職(取締役兼任
術	中	学	卒		_		_	_	_	者を除く。)
ניוער	技術部	_ <b>_</b>			34	49. 9	540, 507	680	539, 827	
	大	学	卒		15	51. 3	552, 791	1, 531	551, 260	
	短	大	卒		12	47.8	525, 264	_	525, 264	同 上
関	高	校	卒		6	49. 6	532, 923	301	532, 622	
	中	学	卒		1	X	X	X	X	
	事務部	次長			14	48.6	490, 304	9, 716	480, 588	上記部長に事故等のあ
係	大	学	卒		8	48. 7	495, 777	9, 042	486, 735	るときの職務代行者、 職能資格等が上記部の
	短	大	卒		3	48. 9	450, 251	_	450, 251	次長と同等と認められ る部の次長及び部次長
	高	校	卒		3	47.8	518, 598	23, 308	495, 290	級専門職または中間職
職	中	学	卒		_	_	_	_	_	(部長-課長間)
和以	技術部	次長			6	44. 3	420, 728	5, 207	415, 521	
	大	学	卒		2	50. 5	476, 255	23, 375	452, 880	
	短	大	卒		1	X	X	X	X	同 上
種	高	校	卒		3	40. 7	404, 863	64	404, 799	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	

							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		5 終額	
				調	查	平均	11/11/2 — 9	E 77 27 T-802		
職	<b>種</b>		名	印印	且.	平均	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備  考
相	( 1里		力	<b>*</b>	員人	年齢	さまり (X和 ) する給与(A)	外手当	(A) - (D)	THI TO
				天力	八貝	中國中	9 公和子(A)	(B)		
					Į.	歳	円	円		
	事務課	Ē.			人 35	48. 5	441, 568	13, 320	428, 248	
事	大	学	卒		18	47. 0	481, 501	9, 968		2係以上若しくは構成 員10人以上の課の長
	短	大	卒		3	48. 0	365, 204	9, 900	365, 204	または職能資格等が当
	高	校	卒		14	50. 1	418, 217	19, 438	398, 779	該課の長と同等と認め られる課の長及び課長
74	中	学	卒		_	50. 1	410, 211 —	13, 430	- 550, 115	級専門職
務	技術課				65	45. 6	459, 861	16, 026	443, 835	
	大	学	卒		31	44. 7	467, 091	10, 321	456, 770	
	短	大	· 卒		5	48. 1	438, 820	1, 307	437, 513	同上
•	高	校	· 卒		28	46. 2	454, 483	25, 158	429, 325	
	中	学	· 卒		1	X	X	X	X	
	事務課		-		13	47.8	400, 134	29, 315	370, 819	上記課長に事故等のあると
技	大	学	卒		7	43. 5	359, 438	37, 962	•	きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者
	短	大	卒		1	X	X	X	X	を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、
	高	校	卒		5	53. 6	472, 579	20, 017	452, 562	職能資格等がこれらの者と 同等と認められる課長代理
415	中	学	卒		_	_	_	_	_	及び課長代理級専門職また は中間職 (課長-係長間)
術	技術課	長代	理		4	46. 0	453, 593	2, 729	450, 864	
	大	学	卒		2	43. 0	388, 367	2, 392	385, 975	
	短	大	卒		_	_	_	_	_	同 上
関	高	校	卒		1	X	X	X	X	
	中	学	卒		1	X	X	X	X	
	事務係	長			118	45. 3	371, 967	59, 704	312, 263	
係	大	学	卒		62	43. 9	391, 462	66, 236	325, 226	
	短	大	卒		8	44. 9	378, 602	76, 854	301, 748	係の長及び係長級 専門職
	高	校	卒		48	47. 1	347, 256	48, 665	298, 591	313190
14tu	中	学	卒		_	_	_	_	_	
職	技術係	長			86	42. 9	392, 331	58, 947	333, 384	
	大	学	卒		42	41.6	374, 294	42, 623	331, 671	
	短	大	卒		8	39.8	407, 375	71, 294	336, 081	同 上
種	高	校	卒		34	45. 1	408, 088	70, 335	337, 753	
	中	学	卒		2	38. 5	396, 207	116, 875	279, 332	

							令和2年4	1月分平均3	<b></b> 定給額	
				調	査	平均				
暗	種		名				きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人	人員	年齢	する給与(A)	外手当		
								(B)		
					人	歳	円	円	円	
	事務主	任			76	43. 2	322, 288	37, 438	284, 850	係長等のいる事業所におけ る主任、係長等のいない事
事	大	学	卒		27	43. 0	317, 690	28, 495	289, 195	業所における主任のうち課 長代理以上に直属し部下を
	短	大	卒		8	45. 4	295, 695	11, 477	284, 218	有する者、係長等のいない事業所において職能資格等
務	高	校	卒		40	43. 1	330, 439	47, 557	282, 882	がこれらの者と同等と認められる主任または中間職
	中	学	卒		1	X	X	X	X	(係長-係員間)
	技術主	任			51	41. 9	330, 971	35, 203	295, 768	
	大	学	卒		18	41. 3	346, 990	42, 193	304, 797	
技	短	大	卒		7	40. 1	341, 821	43, 387	298, 434	同 上
	高	校	卒		26	42. 6	318, 520	28, 980	289, 540	
術	中	学	卒		_	_	_	_	_	
,,,	事務係	員			544	38. 4	297, 251	37, 941	259, 310	
関	大	学	卒		235	35. 6	304, 023	37, 912	266, 111	
123	短	大	卒		74	42.8	292, 834	27, 893	264, 941	
係	高	校	卒		232	39. 8	291, 367	40, 414	250, 953	
N N	中	学	卒		3	40. 2	329, 596	79, 694	249, 902	
職	技術係	員			412	35. 6	310, 983	36, 845	274, 138	
刊环	大	学	卒		159	35. 4	331, 785	36, 626	295, 159	
種	短	大	卒		72	37. 7	300, 852	25, 799	275, 053	
1里	高	校	卒		179	35. 0	297, 995	41, 259	256, 736	
	中	学	卒		2	37. 3	267, 098	23, 126	243, 972	

# (4) 規模100人未満

				Π			→ 令和2年∠	 1月分平均3	 攴給額	
				調	查	平均	1 1	- / 4 / 4   4		
ಾ	え 種		名	1,73		, ,	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	    備 考
	, ,			実	人員	年齢	する給与(A)	外手当	()	VIII 9
					•/	,	) <b>3</b> /11 <b>4</b> (-3)	(B)		
					人	歳	円	円	円	
	支店長				_	_	_	_	_	
事	大	学	卒		_	_	_	_	_	構成員50人以上の
	短	大	卒		_	_	_	_	_	支店(社)の長(取 締役兼任者を除
	高	校	卒		_	_	_	_	_	(であれば日で ) く。)
務	中	学	卒		_	_	_	_	_	
323	工場長				_	_		_	-	
	大	学	卒		_	_	_	_	_	  構成員50人以上の
	短	大	卒		_	_	_	_		工場の長(取締役兼
•	高	校	卒		_	_	_	_	_	任者を除く。)
	中	学	卒		_	_			_	
	事務部	長			6	51.8	538, 853		538, 853	2課以上若しくは構成
技	大	学	卒		4	51. 5	524, 045	_	524, 045	員20人以上の部の長 または職能資格等が当
	短	大	卒		1	X	X	X	X	該部の長と同等と認められる部の長及び部長
	高	校	卒		1	X	X	X	X	級専門職(取締役兼任
術	中	学	卒		_	_	_	_	_	者を除く。)
hi2	技術部	長			8	51.9	511, 171	0	511, 171	
	大	学	卒		4	52. 3	546, 946	0	546, 946	
	短	大	卒		1	X	X	X	X	同上
関	高	校	卒		3	51. 3	462, 292	0	462, 292	
	中	学	卒		_		_	_	_	
	事務部		•		2	55. 0	474, 835	_	474, 835	上記部長に事故等のあ
係	大	学	卒		1	X	X	X	X	職能資格等が上記部の
	短	大	卒		-	_	_	_	_	次長と同等と認められ る部の次長及び部次長
	高	校	卒		1	X	X	X	X	級専門職または中間職 (部長ー課長間)
職	中	学	卒	_			_	_	_	(III) X VIII
184	技術部				3	55. 3	495, 037	_	495, 037	
	大	学	卒		1	X	X	X	X	
	短	大	卒		1	X	X	X	X	同上
種	高	校	卒		1	X	X	X	X	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	

							Δ To 0 To 1		₩ 40 ₩ <b>#</b>	
				<b>⇒</b> m-			〒和2年4	1月分平均3	又桁領	
ļ				調	查	平均				
暗	種		名				きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実/	人員	年齢	する給与(A)	外手当		
	Г							(B)		
					人	歳	円	円	円	
	事務課	長			6	46. 7	422, 407	42, 844	379, 563	2係以上若しくは構成
事	大	学	卒		3	43.0	471,050	15, 321	455, 729	員10人以上の課の長
	短	大	卒		-	_	_	_	_	または職能資格等が当 該課の長と同等と認め
	高	校	卒		2	50. 5	348, 146	20, 550	327, 596	られる課の長及び課長
務	中	学	卒		1	X	X	$\mathbf{X}$	X	級専門職
	技術課	長			11	46.6	446, 883	2, 976	443, 907	
	大	学	卒		6	43. 5	488, 437	_	488, 437	
	短	大	卒		1	X	X	X	X	同 上
•	高	校	卒		4	51.0	395, 533	0	395, 533	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務課	長代	理		3	39. 7	366, 480	59, 668	306, 812	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直
技	大	学	卒		3	39. 7	366, 480	59, 668	306, 812	属し部下に係長等の役職者
	短	大	卒		_	_	_	_	_	を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、
	高	校	卒		_	_	_	_	_	職能資格等がこれらの者と 同等と認められる課長代理
独	中	学	卒		_	_	_	_	_	及び課長代理級専門職また は中間職 (課長-係長間)
術	技術課	長代	理		2	47. 5	402, 854	75, 372	327, 483	
	大	学	卒		1	X	X	X	X	
	短	大	卒		1	X	X	X	X	同 上
関	高	校	卒		-	_	_	_	_	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務係	長			11	46. 7	410, 798	44, 062	366, 736	
係	大	学	卒		7	46. 0	448, 551	37, 803	410, 748	
IN	短	大	卒		3	50. 7	302, 804	72, 841	229, 963	係の長及び係長級 専門職
	高	校	卒		1	X	X	X	X	号[门4]
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
職	技術係	長			20	48. 0	496, 003	64, 741	431, 262	
	大	学	卒		12	46. 4	487, 881	55, 261	432, 620	
	短	大	卒		3	43. 7	459, 870	2, 360	457, 510	同上
種	高	校	卒		5	54. 2	537, 174	124, 920	412, 254	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	<u> </u>			<u> </u>						l .

						令和2年4	1月分平均5	支給額	
				調査	平均				
暗	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
				人	歳	円	円	円	
	事務主	任		13	45. 4	318, 191	18, 905	299, 286	係長等のいる事業所におけ る主任、係長等のいない事
事	大	学	卒	6	44. 5	357, 789	16, 916	340, 873	
	短	大	卒	4	46. 5	276, 142	32, 829	243, 313	有する者、係長等のいない事業所において職能資格等
務	高	校	卒	3	45. 7	295, 063	4, 319	290, 744	がこれらの者と同等と認められる主任または中間職
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(係長-係員間)
	技術主	任		18	42. 3	363, 910	51, 252	312, 658	
	大	学	卒	12	41.4	367, 216	60, 004	307, 212	
技	短	大	卒	1	X	X	X	X	同上
	高	校	卒	4	44.8	385, 142	47, 567	337, 575	
術	中	学	卒	1	X	X	X	X	
k11	事務係	員		109	40.0	269, 048	25, 771	243, 277	
関	大	学	卒	41	40.0	290, 491	25, 080	265, 411	
	短	大	卒	20	38. 2	254, 702	22, 641	232, 061	
係	高	校	卒	47	40.6	257, 896	27, 445	230, 451	
	中	学	卒	1	X	X	X	X	
職	技術係	員		113	35. 2	298, 632	33, 542	265, 090	
刊以	大	学	卒	59	34. 7	310, 685	38, 132	272, 553	
種	短	大	卒	23	32. 6	272, 200	23, 888	248, 312	
1里	高	校	卒	31	38. 4	298, 077	32, 975	265, 102	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

(71						¢	讨			応	7			民			間				職			種				
級	•		1	企業規	見模も	5 (	00/	\以.	Ŀ		企	業規相	莫 1	00,	ΛĮ	以上 5	0	0 人ま	ト満		1	企業:	規模	1 (	0)	人未活	斮	
10,	9級		務					術術	部	長長長															/	/		
8	級	事	務	課	長	•	技	術	課	長	支事事	務	吉 部 彩 沙				術	易 部 ポ 次	長長長	/	/		/					
7	級	事	務	課	長	•	技	術	課	長	支事事	· 務 務 部	吉 部 部 沙			***	術	易 部 部 次	長長長	事事	務	吉 部 部 沙	く長		工 技 技	術術	易 部 邓 次	
6	級	事	務課	長人	代理	•	技徘	<b></b>	長代	理	事	務	課	長	•	技	術	課	長	-	務 務 務 音	吉 部 部 沙		:	工 技 技	術	易 部 邓 次	長長長
5	級	事	務課	長人	代理	•	技術	<b></b> 課	長代	理	事	務	課	長	•	技	術	課	長	事	務	課	長	•	技	術	課	長
4	級	事	務	係	長	•	技	術	係	長	事	務課	長	代 理	•	技術	示課	長代	理	事	務 課	長	代理	•	技術	<b>ド課</b>	長代	理
3	級	事	務	係	長		技	術	係	長	事	務	係	長		技	術	係	長	事	務	係	長	•	技	術	係	長
2	級	事	務	主	任		技	術	主	任	事	務	主	任		技	術	主	任	事	務	主	任	•	技	術	主	任
1	級	事	務	係	員		技	術	係	員	事	務	係	員		技	術	係	員	事	務	係	員	•	技	術	係	員

<sup>(</sup>注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種

規	模	計

		<i>外</i> 。 7天	ДI				令和2年	4月分平均支	た給額	
	職	種	名		調 査 実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) – (B)	備考
技能・	電	話 交	換	手	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
労務	自刻	家用乗用自動	助車運転	云手	5	46. 7	274, 038	16, 973	257, 065	_
関係	守			衛	3	51. 3	413, 204	72, 493	340, 711	
職種	用	務		員	2	58. 0	195, 969	17, 119	178, 850	
教	大	学 学	部	長	2	59. 5	736, 331	_	736, 331	
<del>-/-</del>	大	学	教	授	43	56. 7	660, 224	850	659, 374	
育	大	学 准	教	授	40	50. 7	531, 543	980	530, 563	役員を除く。
関	大	学	講	師	5	55. 0	533, 374	_	533, 374	
係	大	学	助	教	29	43. 0	439, 695	5, 252	434, 443	
	高	等 学 村	交 校	長	1	X	X	X	X	
職	高	等 学 村	交 教	頭	3	59. 0	606, 952	_	606, 952	同上
種	高	等学村	交 教	諭	25	44. 1	472, 370	_	472, 370	
研	研	究	所	長	_	-	_	_	_	【構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
究	研	究 部 (	課 )	長	3	55. 3	678, 713	_	678, 713	
関	研	究室 (	係 )	長	15	51. 4	609, 053	20	609, 033	
係	主	任 研	究	員	13	46. 2	543, 264	_	543, 264	
職	研	究		員	17	29. 3	320, 918	46, 532	274, 386	l I
種	研	究 補	助	員	_	_	_	_	_	

第14表 初任給の改定状況

<u> </u>														
	項目		-	三重県				鱼	全 国					
		採用あり	初任	E給の改定状	況	採用なし	採用あり	初任	給の改定状	沈況	採用なし			
学歴	企業規模	増額 据置き 減額						増額	据置き	減額				
大	計	58.6 %	(45.5) %	(54. 5) %	- %	41.4 %	51.5 %	(32.9) %	(66.4) %	(0.7) %	48.5 %			
	500人以上	90.4	(44.4)	(55. 6)	ı	9.6	90.3	(40.6)	(59. 1)	(0.2)	9.7			
学	100人以上 500人未満	45. 8	(49. 1)	(50.9)	-	54. 2	55. 7	(30. 5)	(68. 3)	(1.2)	44. 3			
卒	100人未満	16. 7	(33. 3)	(66. 7)	-	83.3	24. 7	(26.7)	(73.0)	(0.3)	75. 3			
高	計	53. 5	(55. 5)	(44. 5)	-	46. 5	32.8	(37. 5)	(62.0)	(0.5)	67. 2			
	500人以上	74. 3	(56. 7)	(43.3)	ı	25. 7	58. 7	(43.9)	(56. 1)	ı	41.3			
校	100人以上 500人未満	46. 5	(54. 9)	(45. 1)	ı	53. 5	33. 7	(34. 2)	(65. 1)	(0.8)	66. 3			
卒	100人未満	22. 2	(50.0)	(50.0)	-	77.8	18.0	(36.9)	(62.7)	(0.4)	82. 0			

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
  - 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。
  - 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

#### 第15表 扶養 (家族) 手当の支給状況

世美安佐の株式			支	給	月	額	
扶養家族の構成	11]	重	県			全	国
配 偶 者	15,117円				12	,711円	
配偶者と子1人	21,736円	(6	6,619円	)	19	,454円	(6,743円)
配偶者と子2人	27, 149円	(;	5,413円	)	25	,778円	(6,324円)

- (注) 1. 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある 事業所について算出した。
  - 2. ( ) 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
- 備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、 子以外については、行政職給料表7級以下(これに相当する職務の級を含む。以下の級について同 じ。)の職員は1人につき6,500円、行政職給料表8級の職員は1人につき3,500円、行政職給料表 9級以上の職員は支給対象外である。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる 場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

	区分	三重県	全 国					
項目		三重県	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員				
平均給与	下半期 (A1)	335,670 円	384,601 円	279, 392 円				
月 額	上半期 (A2)	333, 167	384, 277	277, 364				
特別給の	下半期 (B1)	762, 415 円	832,961 円	540,284 円				
支 給 額	上半期 (B2)	731, 003	884, 391	512, 498				
特別給の	下半期 (B1/A1)	2.27 月分	2.17 月分	1.93 月分				
支給割合	上半期 (B2/A2)	2. 19	2.30	1.85				
年間	の平均	4.46 月分	4. 46	月分				

<sup>(</sup>注)下半期は令和元年8月から令和2年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目		三重	重 県			全	国	
役職 段階	^゛ースアップ 実 施	へ゛ースアッフ゜ 中 止	ヘ゛ースタ゛ウン	^ * ア 慣 行 な し	^゛-スアッフ゜ 実 施	へ゛ースアッフ゜ 中 止	ベースダウン	^ ァ慣 行 な し
係 員	25.9 %	16.3 %	1.0 %	56.8 %	26.3 %	9.8 %	0.8 %	63.1 %
課長級	15. 7	13.6	1. 0	69. 7	22. 1	9. 5	0.6	67.7

<sup>(</sup>注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

~ 役職 段階		項	[目	定期昇給 制度あり									
三重	係		員	91.7 %	89.2 %	27.4 %	9.6 %	52.2 %	2.5 %	8.3 %			
県	課	長	級	81. 9	79. 3	21.0	10. 1	48. 2	2.6	18. 1			
全	係		員	86. 5	82. 5	23. 1	12.7	46. 7	4. 0	13. 5			
国	課	長	級	78. 2	73. 9	20.0	11. 4	42.5	4. 3	21.8			

<sup>(</sup>注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

	$\overline{}$	項目	部長級(	非役員)	課	長 級	係	員
企業規	見模		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	鳺	見模計	52.2 %	47.8 %	54.1 %	45.9 %	58. 4 %	41.6 %
三		500人以上	44. 0	56. 0	46. 1	53. 9	54.8	45. 2
里県	重 100人以 500人未		60. 1	39. 9	58. 7	41. 3	62. 6	37. 4
		100人未満	49. 2	50.8	59. 0	41.0	55. 8	44. 2
	鳺	見 模 計	47. 1	52. 9	48. 3	51.7	51.8	48. 2
全		500人以上	46. 0	54. 0	47. 3	52. 7	54. 9	45. 1
玉		100人以上 500人未満	46. 2	53. 8	47. 3	52. 7	50. 7	49. 3
		100人未満	49. 3	50. 7	50. 4	49. 6	52. 0	48. 0

### Ⅲ 生計費関係資料

#### 令和2年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、総務省の「全国消費実態調査」 及び「家計調査」に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「全国消費実 態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費・・・・ 食料

住居関係費・・・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ・・・・ 被服及び履物

雑 費 I・・・・ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ ・・・・ その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

#### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人~5人世帯については、「家計調査」における令和2年4月の費目別平均支出金額(日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和2年4月の全国の各費目別標準生計費(平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値)に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じて算定した。

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月~令和元年12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

### 第20表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和2年4月)

その1 津市

費	世帯人目	員/	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食	料	費	22,440 円	35,930 円	46,680 円	57,420 円	68,170 円
住 扂	引関 係	費	59, 590	64, 250	57, 790	51, 330	44,880
被服	· 履物	費	1,780	5, 730	6, 510	7, 290	8,060
雑	費	Ι	23, 840	30, 700	41, 520	52, 320	63, 140
雑	費	$\Pi$	9,620	27,870	32, 460	37,070	41,670
	計		117, 270	164, 480	184, 960	205, 430	225, 920

その2 全国

	V) Z	土当					
費	世帯月	人 [	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食	料	費	24,360 円	39,000 円	50,660 円	62,330 円	74,000 円
住 扂	引関	系 費	49, 360	53, 220	47,870	42, 520	37, 170
被服	· 履	物費	1, 130	3,630	4, 120	4,610	5, 110
雑	費	Ι	28,830	37, 120	50, 200	63, 270	76, 350
雑	費	П	6,930	20,070	23, 380	26, 690	30,010
	計		110,610	153, 040	176, 230	199, 420	222, 640

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

	<b>~</b>	、口 刀口	、世市八貝川	「工口 貝 快昇 /	下郊	
費	世帯〉目	[]	2 人	3 人	4 人	5 人
食	料	費	0.483	0. 628	0.772	0.917
住局	居 関 停	系 費	0.976	0.878	0. 780	0.682
被服	3 · 履 4	物費	0.507	0. 575	0.644	0.713
雑	費	Ι	0.286	0. 387	0.488	0. 588
雑	費	$\Pi$	0.402	0.468	0. 535	0.601

#### 第21表 労働経済指標

		年	月			平成 31年	令和元年	6 月	7 月	8 月
項 目 賃労				_	_	4 月	5 月			
働	きまって	て支給する給与	金		額	291,835 円	286, 169	287, 948	286, 025	283, 949
			前同	月	年 比	1.4 %	1. 1	0. 5	△ 0.1	0.6
金時・間毎戦		う ち 調 査 産 業 計 所 定 内	金		額	257, 424 円	254, 437	254, 747	253, 547	251, 973
毎戦略企画部計算	(調 査) 産業計)	一 般 給 与 労 働 者	金		額	309, 648 円	306, 180	305, 400	304, 659	303, 173
动向物定		うち所定外給与	金		額	34, 411 円	31, 732	33, 201	32, 478	31, 976
查 地 方 調 套	総実	労働時間数	時	間	数	151.6 時間	141. 7	151. 5	153. 0	143. 0
<b></b>	〔調 査〕 産業計〕	う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	時	間	数	15.6 時間	14. 0	14. 9	14. 7	141. 1
		_	金		額	301, 136 円	300, 901	276, 882	288, 026	296, 327
生		機務省 統計局 世	前同	月	年 比	2.3 %	7. 0	3. 5	1.6	1.3
	消費		金		額	266, 125 円	319, 165	277, 001	268, 593	325, 994
計	支	帯 戦略企画部 統計課	前同	月	年比	0.4 %	29. 3	△ 7.0	△ 15.8	2. 6
	出		金		額	337, 164 円	332, 273	308, 425	321, 190	325, 516
費	(名 目)	労 総務省 統計局	前同	月	年 比	0.7 %	6. 4	5. 6	3. 6	1. 7
家調計查		津市	金		額	327, 568 円	338, 281	328, 062	303, 586	376, 929
計查		帯機略企画部統計課	前同	月	年 比	17.5 %	27. 2	6. 1	△ 8.2	12. 9
物	消費者	全 国 (総務省統計局)	前同	月	年比	0.9 %	0.7	0.7	0. 5	0.3
	物価指数	津 市 (総務省統計局)	前同	月	年比	0.8 %	0. 7	0.4	△ 0.1	△ 0.4
価	国内企		前同	月	年比	1.3 %	0. 7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9
雇	有 効 求 人倍 率		国省	)		1.63 倍	1. 62	1. 61	1. 59	1. 59
	(季節) 調整値)		県 局	)		1.73 倍	1. 69	1. 67	1. 67	1. 64
用	完 全 失 業 率 (季節調整値)	全 (総務省統	国計	局)		2.4 %	2. 4	2. 3	2. 3	2. 3

<sup>(</sup>注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

<sup>2 「</sup>賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

<sup>3 「</sup>生計費」欄は、農林漁家世帯を含む数値である。

## 関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 2年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
287, 332	285, 474	288, 735	287, 617	288, 510	295, 656	293, 275	293, 071	283, 520	289, 483
0.8	△ 0.8	△ 0.6	0.3	1. 2	2. 9	2. 1	0.5	△ 1.0	0.6
254, 427	253, 194	255, 793	255, 503	257, 042	262, 412	260, 943	264, 376	261, 343	265, 589
305, 817	305, 824	305, 572	307, 149	304, 258	306, 462	307, 291	311, 947	307, 386	310, 729
32, 905	32, 280	32, 942	32, 114	31, 468	33, 244	32, 332	28, 695	22, 177	23, 894
148. 1	148. 8	151.8	147. 3	140. 1	147. 4	149. 0	150. 9	128. 2	145. 6
15. 0	14. 1	14. 4	14. 1	14. 1	15. 0	14. 9	12.8	10. 4	10.8
300, 609	279, 671	278, 765	321, 380	287, 173	271, 735	292, 214	267, 922	252, 017	273, 699
10.8	△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1
409, 976	274, 709	381, 462	313, 471	343, 583	331, 932	273, 318	269, 895	238, 647	271, 168
45. 1	△ 0.4	40. 2	2.7	16. 3	14. 5	△ 13.0	1.4	△ 25.2	△ 2.1
329, 655	305, 197	303, 986	345, 370	312, 473	303, 166	322, 461	303, 621	280, 883	298, 367
8.9	△ 3.2	0. 2	△ 1.6	△ 4.1	0. 1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3
420, 010	286, 918	409, 893	346, 729	413, 270	386, 394	305, 301	308, 520	253, 933	277, 721
24. 4	△ 4.9	30. 6	1.9	26. 9	11.3	△ 21.8	△ 5.8	△ 24.9	△ 15.3
0.2	0.2	0. 5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0. 1	0. 1
△ 0.4	△ 0.2	0. 2	0.5	0.4	0.2	0.2	0.1	△ 0.1	0. 2
△ 1.1	△ 0.4	0. 1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6
1. 58	1. 58	1. 57	1. 57	1. 49	1. 45	1. 39	1. 32	1. 20	1. 11
1. 60	1. 59	1. 56	1. 54	1. 44	1. 39	1. 34	1. 29	1. 17	1. 08
2. 4	2.4	2. 2	2. 2	2. 4	2. 4	2.5	2.6	2. 9	2.8

第22表 部局別、給料表別職員数の状況

区分							— 年	平成	23年	2	2 4	2 5		2 6	
	_		聙	員	の[	区分		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
					行	政	1 職	3, 477	2	3, 502	5	3, 479	17	3, 507	19
					研	究	注	197		203		201	1	199	1
知	事	<u>.</u> 4	部	局	医	療 職	( - )	37		39		40		37	
ΛH	7"		112		医	療 職	( _ )	181	3	191	3	182	1	178	2
					医	療 職	(三)	127		129		126		122	1
					特	定任期	付職員	1		1		1		2	
						小	計	4,020	5	4, 065	8	4,029	19	4, 045	23
					行	政	て 暗	334		342		335		340	
警				察	公	安	竞 職	2,990	2	2, 996	1	2, 998	1	2, 978	1
					研	究	1	16		14		16		16	
						小	計	3, 340	2	3, 352	1	3, 349	1	3, 334	1
各	種	委	員	会	行	政	て 暗	358		344		341	1	342	1
					高	校等	教育職	3,642	60	3, 632	48	3,610	53	3, 665	65
県	<u> </u>	<u>د</u> ر -	学	校	中	小 校	教育職	9, 147	7	9, 040	8	8, 910	5	8,824	24
市		· <u>坎</u>	学	校校	行	政	1 暗	785	6	784	7	769	16	764	22
					学	校栄	養職員	9	1	3		3		2	
						小	計	13, 583	74	13, 459	63	13, 292	74	13, 255	111
					計			21, 301	81	21, 220	72	21,011	95	20, 976	136
								1		1		1		1	
企		業		庁	行	政	雅 雅	228	4	224	2	220	4	218	3
								1		1		1		1	
					行	政	1	101		45		43		46	
病	院	事	業	庁		療 職	( - )	127		21		21		19	
						療 職	( _ )	124		28		27		26	1
					医	療 職	(三)	637	2	170	2	158	3	158	3
知	事	部	局	築	現	 業	職員	353	30	352	19	347	20	340	25
L .F.		H IV	/·· <b>y</b>	.,	<u>/u</u>	//>	1778					<u> </u>		0.10	20
企		業		庁	現	業	職員	2	1	2		2		2	
病	院	事	業	庁	現	業	職員	24	1	11		11		10	
			<u></u> 合			計		22, 897	119	22, 073	95	21, 840	122	21, 795	168

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とは フルタイム勤務の再任用職員をいう。
  - 2 該当人員0の欄は空欄とした。

# 計 資 料

										(単	位人)
2 7		2 8		2 9		3 0		3 1		令和2年	
再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
3, 515	27	3, 532	29	3, 482	35	3, 655	69	3, 619	90	3,610	100
198	1	203	1	194	2	189	3	187	4	186	3
36		35		36		40		42		43	
183		169	1	172	4	169	5	172	5	165	7
125	1	121	2	124	2	127	1	125	2	122	3
2		2		2		2		2		2	
4, 059	29	4,062	33	4,010	43	4, 182	78	4, 147	101	4, 128	113
339	1	335		340		343		340		336	
2, 991	6	3,020	7	3, 016	7	3,022	7	3, 045	7	3, 043	8
16		17		17		16		17		19	
3, 346	7	3, 372	7	3, 373	7	3, 381	7	3, 402	7	3, 398	8
344	1	350	2	352	4	356	4	339	5	339	6
3, 616	73	3, 560	100	3, 529	137	3, 470	147	3, 398	157	3, 332	176
8, 761	40	8,653	66	8, 525	102	8, 378	141	8, 109	161	7, 941	190
753	24	729	40	711	49	756	68	732	76	727	72
2		2		2		1	1	1	1		1
13, 132	137	12, 944	206	12, 767	288	12,605	357	12, 240	395	12,000	439
20,881	174	20, 728	248	20, 502	342	20, 524	446	20, 128	508	19, 865	566
183	1	182	1	182		181	1	183	1	177	2
50		47	1	48	1	54	2	54	2	54	2
19		17		16		19		18		18	
28	1	30		29		29		28		24	
161	1	160	2	164	2	162	1	162	1	166	2
327	27	309	34	291	42	21		14		4	
_		1				1					
2		2		2							
		1		r		1				ı	
10		10		8	1						
		ı		ı		ı		1		1	
21,661	204	21, 485	286	21, 242	388	20,990	450	20, 587	512	20, 308	572

第23表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数:人、平均給料月額:円、平均年齢:歳、平均経験年数:年)

					単位 職員			·月額:円		.,	V/122-0-1	数:年)
区 分	_	年	平成23年	24	25	26	27	28	29	30	31	令和2年
		職員数	4, 169	4, 188	4, 155	4, 189	4, 198	4, 217	4, 174	4, 354	4, 298	4, 285
	_	般平均給料月額	350, 854	351, 014	350, 786	350, 405	348, 048	349, 931	349, 321	349, 622	348, 484	346, 412
		平均年齢	42.7	42.8	42.9	43.0	43. 1	43. 1	43. 3	44. 2	44. 2	44. 1
		平均経験年数	21. 1	21. 2	21. 3	21. 3	21.4	21. 4	21. 5	22.6	22.6	22. 5
	県	立職員数	785	784	769	764	753	729	711	756	732	727
行政職	学	校平均給料月額	352, 315	349, 874	344, 634	341, 460	339, 681	339, 699	337, 673	337, 998	334, 348	330, 578
	市町	丁立平 均 年 齢	44. 8	44.8	44. 3	44. 2	44. 2	43.8	43. 7	44. 4	43. 9	43. 4
	学	校平均経験年数	24. 0	24. 0	23. 5	23. 3	23. 0	23. 0	22.8	23. 5	22. 9	22. 4
		職員数	4, 954	4, 972	4, 924	4, 953	4, 951	4, 946	4, 885	5, 110	5,030	5,012
	1	計 平均給料月額	351, 086	350, 834	349, 825	349, 025	346, 776	348, 423	347, 626	347, 902	346, 427	344, 115
		平均年齢	43.0	43. 2	43. 1	43. 2	43. 3	43. 2	43. 4	44. 2	44. 2	44.0
		平均経験年数	21.6	21.7	21.6	21.6	21.7	21.6	21.7	22.7	22.6	22. 5
	職	員 数	2,990	2, 996	2, 998	2, 978	2, 991	3, 020	3, 016	3, 022	3, 045	3, 043
公安職	平	均給料月額	328, 033	327, 062	325, 450	324, 033	321, 257	325, 959	326, 901	328, 139	328, 686	330, 346
	平	均 年 齢	38. 5	38. 5	38. 2	38.0	37.8	37. 7	37.7	38. 3	38. 4	38. 5
	平	均 経 験 年 数	17. 7	17. 7	17. 3	17. 1	16. 9	16.6	16. 7	17. 2	17. 3	17. 5
	職	員 数	213	217	217	215	214	220	211	205	204	205
研究職	平	均給料月額	376, 788	374, 685	376, 934	379, 613	383, 644	384, 210	380, 354	376, 830	371, 438	365, 719
	平	均 年 齢	41.3	41.2	41.4	41.8	42.7	42.5	42. 2	42.5	42. 1	41.6
	平	均経験年数	18. 1	18.0	18. 3	18.6	19.6	19. 4	19. 2	19. 5	19. 1	18. 5
	職	員 数	37	39	40	37	36	35	36	40	42	43
医療職		均給料月額	432,070	433, 208	439, 310	437, 049	443, 272	454, 812	467, 789	450, 730	443, 112	446, 886
( - )	平	均 年 齢		40.9	41.3	41.8	42.9	43.9	45. 3	43.6	42.5	43. 2
	平	均経験年数		15. 7	16. 1	16. 9	17. 9	18. 2	19. 9	18.8	17. 9	18. 5
	職	員数		191	182	178	183	169	172	169	172	165
医療職		均給料月額		358, 726	362, 756	360, 174	358, 505	358, 208	351, 912	351, 378	354, 287	357, 727
( = )	平	均年齢		42. 0	42. 4	42. 3	42. 3	41.6	41. 1	41. 7	42. 3	42.8
	平	均経験年数		18. 4	18.8	18.6	18.6	17. 9	17. 6	18. 5	19. 3	19. 9
	職	員 数		129	126	122	125	121	124	127	125	122
医療職(三)	平平	<u>均 給 料 月 額</u> 均 年 齢		365, 015	364, 606	361, 942	353, 039	352, 681	346, 924	342, 808	341, 466	338, 058
		均経験年数		44. 3 21. 5	44. 4 21. 6	44. 9 21. 5	44. 5 21. 1	44. 1 20. 9	43. 7 20. 2	44. 1 20. 1	44. 2 20. 7	43. 8
	職	<u>多性</u> 数 員 数		3, 632	3, 610	3, 665	3, 616	3, 560	3, 529	3, 470	3, 398	3, 332
直标笙		均給料月額		398, 579	396, 770	394, 607	391, 623	394, 582	395, 462	395, 582	395, 637	395, 664
教育職		均年齢		44. 8	44. 7	44. 6	44. 7	44. 8	45. 0	45. 6	45. 8	45. 8
42 11 114	平	均経験年数		22. 1	22. 0	21. 9	22. 0	22. 1	22. 3	22. 8	23. 0	23. 1
	職	員数		9, 040	8, 910	8, 824	8, 761	8, 653	8, 525	8, 378	8, 109	7, 941
中小校		均給料月額		385, 370	382, 538	378, 695	373, 842	374, 417	371, 852	368, 980	368, 049	365, 750
教育職		均 年 齢		44. 3	44. 1	43. 8	43. 5	43. 2	42. 9	42. 9	42.8	42. 3
<u></u>		均経験年数		22. 1	21. 7	21. 3	21. 1	20.8	20. 4	20. 4	20. 3	19.8
学校	職	員 数		3	3	2	2	2	2	1	1	_
	平	均給料月額	367, 417	409, 283	374, 200	368, 880	369, 145	375, 623	378, 350	364, 500	368, 800	_
I	平	均 年 齢		54. 0	49. 7	47. 5	48. 5	49. 5	50. 5	43. 0	44. 0	_
	平	均経験年数	27.0	33. 7	28. 7	26. 5	27. 5	28. 5	29. 5	21.0	22. 0	_
特 定	職	員 数	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
任期付	平	均給料月額	621,000	620,000	620,000	548, 500	550,000	545, 000	545,000	545, 000	545,000	545,000
職員	平	均 年 齢	62. 0	63. 0	64. 0	48.0	49.0	49.0	50.0	51. 5	52. 5	53. 5
	平	均 経 験 年 数	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	職	員 数		21, 220	21, 011	20, 976	20, 881	20, 728	20, 502	20, 524	20, 128	19, 865
計	平	均給料月額		370, 936	368, 953	366, 582	362, 949	364, 615	363, 486	362, 164	361, 274	359, 842
	平	均 年 齢		43. 2	43. 1	42.9	42.8	42. 7	42.6	43.0	43.0	42.8
	平	均経験年数	21. 2	21.3	21.0	20.8	20.8	20.5	20.4	20. 9	20.8	20.7

区分		平成23年	24	25	26	27	28	29	30	31	令和2年	
		職員数	228	224	220	218	183	182	182	181	183	177
	企業庁	平均給料月額	335, 374	338, 047	338, 472	340, 854	341, 525	350, 234	351, 062	355, 587	357, 022	357, 404
		平均年齢	40.7	41.0	40.9	41. 4	42. 1	42.9	43. 1	44. 4	45. 0	45. 2
行政職		平均経験年数	19.8	19. 9	19. 7	20. 3	21.0	21.8	21.8	23. 2	23.8	23. 9
		職員数	101	45	43	46	50	47	48	54	54	54
		平均給料月額	335, 875	342, 043	347, 046	345, 978	350, 018	350, 804	350, 069	350, 857	338, 441	333, 739
		平 均 年 齢	40.8	42.2	42.6	42.7	44.2	44.0	43. 9	45. 2	43.4	43.0
		平均経験年数	18. 4	19. 4	19. 7	19.8	21.5	20.8	20.8	23. 1	21.6	21.3
		職員数	127	21	21	19	19	17	16	19	18	18
医療職		平均給料月額	406, 209	418, 700	416, 767	411, 579	418, 563	440, 388	446, 488	435, 411	423, 989	417, 289
( - )		平 均 年 齢	39. 7	40.3	40.9	39. 1	41.8	42.0	42. 2	41.4	40.3	39. 3
	病院	平均経験年数	15.8	16.6	17.0	14. 1	15. 1	15. 4	18. 7	16. 3	15. 4	15. 4
	事業庁	職員数	124	28	27	26	28	30	29	29	28	24
医療職		平均給料月額	331,006	339, 560	348, 840	349, 993	342, 629	353, 087	347, 833	350, 299	337, 061	337, 567
( = )		平 均 年 齢	38.8	40. 1	41.4	41. 3	40.8	41.5	41. 3	42. 6	41.1	41.1
		平均経験年数	16. 7	18. 2	19. 4	19. 0	18. 6	19. 2	18. 9	20. 1	18.8	18. 5
		職員数	637	170	158	158	161	160	164	162	162	166
医療職		平均給料月額	295, 741	325, 336	331, 122	328, 386	326, 486	331, 134	329, 645	332, 847	333, 940	331, 646
(三)		平 均 年 齢	36. 4	41.4	42.2	42.4	42.8	43.2	43. 1	44. 3	44.9	44.7
		平均経験年数	13. 3	17. 2	17.9	17. 5	17. 7	16. 9	17. 1	19. 2	19.6	19. 3
		well D Mr.								<u> </u>		
		職員数	353	352	347	340	327	309	291	21	14	4
		平均給料月額	347, 530	351, 197	354, 423	357, 807	357, 672	362, 768	365, 667	382, 943	387, 843	392, 125
		平均年齢	46. 4	47. 2	47.8	48. 5	49. 0	49.4	50. 0	54. 4	55. 5	57. 3
		平均経験年数	26. 7	27. 6	28. 2	28. 9	29. 4	29.9	30. 5	35.6	36.7	38.8
ᄁᄆᅟᄱᅛ		職員数	2	2	2	2	2	2	2	_	_	
		平均給料月額	358, 850	362,000	365, 500	369, 000	370, 100	386, 050	392, 400	_	_	_
職員		平均年齢	47. 0	48. 0	49.0	50. 0	51.0	55. 0	56. 0		_	_
	病 院 事業庁	平均経験年数	27. 5	28. 5	29. 5	30. 5	31. 5	35. 5	36. 5	_	_	_
		職員数	24	11	11	10	10	10	8	_	_	_
		平均給料月額	344, 897	339, 690	345, 018	358, 980	361, 880	367, 160	368, 125	_	_	
		平均年齢	46. 0	45. 4	46. 2	48. 5	50. 2	51. 2	51. 1		_	_
		平均経験年数	26. 1	25. 2	26. 0	28. 3	29. 6	30.6	31. 0		_	
	職	員 数	22, 897	22, 073	21, 840	21, 795	21, 661	21, 485	21, 242	20, 990	20, 587	20, 308
総計	平 均	給 料 月 額	369, 716	369, 867	368, 107	365, 883	362, 410	364, 234	363, 164	361, 922	361, 001	359, 552
		匀 年 齢	43. 0	43. 3	43. 1	43. 0	42. 9	42.8	42. 7	43. 1	43.0	42.8
	平 均	経 験 年 数	21. 0	21. 3	21. 1	20. 9	20. 9	20.7	20. 6	20. 9	20.9	20. 7

<sup>(</sup>注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。